

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)  
令和2年第4回設楽町議会定例会(第1日)会議録

令和2年12月3日午前9時00分、第4回設楽町議会定例会(第1日)が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- |          |         |         |
|----------|---------|---------|
| 1 七原 剛   | 2 原田直幸  | 3 加藤弘文  |
| 4 今泉吉人   | 5 金田敏行  | 6 金田文子  |
| 8 土屋 浩   | 9 山口伸彦  | 10 田中邦利 |
| 11 高森陽一郎 | 12 松下好延 |         |

2 欠席議員は次のとおりである。

- 7 伊藤 武

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	久保田美智雄
津具総合支所長	村松静人	生活課長	金田敬司
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	山崎裕子
建設課長	佐々木智則	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 村松浩文

5 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

1 田中邦利議員

(1) 第8期介護保険事業計画について

(2) 廃プラスチックごみの分別について

2 加藤弘文議員

(1) テレビ放送利用による町行政情報伝達手段の拡充について

(2) 子どもの学びを支える町独自の奨学支援制度の拡充について

3 今泉吉人議員

(1) 設楽町の安心安全に暮らせる生活環境について問う

○新型コロナウイルスについて

- ヤマビル対策について
- 農作物の鳥獣被害について
- 道の駅したらの交通安全について

4 高森陽一郎議員

- (1) 設楽町地域防災計画と設楽町BCP（業務継続計画）について
- (2) 新型コロナ対策について

5 金田文子議員

- (1) 新型コロナウイルス感染症の設楽町における影響と今後の対策について
- (2) 設楽町の優良な産品（事業）の販売促進及び創出に係る支援施策について
- (3) 人材不足分野の人材確保策について

6 原田直幸議員

- (1) 道の駅「したら」の運営について

日程第6 議案第74号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第7 議案第75号

町道路線の認定について

日程第8 議案第76号

町道路線の変更について

日程第9 議案第77号

愛知県市町村退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について

日程第10 議案第78号

東三河広域連合規約の変更について

日程第11 議案第79号

設楽町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

日程第12 議案第80号

設楽町妊産婦医療費支給条例の制定について

日程第13 議案第81号

設楽町道の駅したら条例の制定について

日程第14 議案第82号

設楽町税条例等の一部を改正する条例について

日程第15 議案第83号

設楽町国民健康保険条例等の一部を改正する条例について

日程第16 議案第84号

設楽町斎苑条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第85号

- 設楽町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 86 号  
設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 87 号  
工事請負契約の変更について
- 日程第 20 議案第 88 号  
令和 2 年度設楽町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 21 議案第 89 号  
令和 2 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 22 議案第 90 号  
令和 2 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 議案第 91 号  
令和 2 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 4 号）

## 会 議 録

開会 午前 8 時 59 分

議長 おはようございます。ただいまから、令和 2 年第 4 回設楽町議会定例会を開会いたします。

本日、伊藤武君から病氣療養のため欠席届が出ていますので、御承知置きください。ただいまの出席議員は、11 名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

5 金田 おはようございます。令和 2 年第 15 回議会運営委員会結果の委員長報告を行います。

令和 2 年第 4 回定例会第 1 日の運営について、11 月 26 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第 1、日程第 2 は、従来どおりです。日程第 3、諸般の報告は、議長より陳情書の取り扱いについての報告があります。日程第 4、行政報告は、町長より報告があります。日程第 5、一般質問は本日 6 名が一般質問を行います。質問は受付順で、質問時間は答弁を含めて 50 分以内です。本日提案されている案件は、町長提出 18 件です。日程第 6 議案第 74 号から順次 1 件ごとに上程します。一括上程する議案は、日程第 20 議案第 88 号から、日程第 23 議案第 91 号までの議案です。日程第 6 議案第 74 号及び日程第 19 議案第 87 号につきましては、本日採決します。詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧のとおりです。以上で委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題とします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番金田敏行君、6番金田文子君を指名します。

---

議長 日程第2「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日12月3日から12月18日までの16日間としたいと思えます。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。会期は16日間と決定いたしました。

---

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。議長として、請願・陳情書等の取り扱いについてを報告をします。

陳情等の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配布してありますとおり、陳情書12件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情書の受理番号5から10及び12は総務建設委員会へ付託、陳情書の受理番号11、13及び14は文教厚生委員会へ付託、陳情書の受理番号15、16は議長預かりと決定しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。本日、議員各位におかれましては、公私ともご多用のところ、12月議会定例会初日の開催にあたりまして、皆様、御参集いただき、誠にありがとうございます。

紅葉シーズンが終わり、師走に入り、本格的に冷え込みが厳しくなる季節となりました。皆様方、体調管理には十分留意をいただきたいと思います。

それでは、行政報告をさせていただきます。

最初に、当初予算編成についてであります。

令和3年度当初予算案につきましては、年明け2月の議会全員協議会開催時に合わせて公表するよう編成作業を進めており、現在、財政課で査定作業を進めています。今月中旬からは副町長査定、1月には町長査定を行い、大枠を固める予定であります。

3年度予算は、道の駅したら、新斎苑建設の大型事業の完了に伴い、本年度よりも予算規模は小さくなる見込みであります。

総合計画、総合戦略に掲げられた各種施策を踏まえつつ、住民の要望に応えられる予算となるようにしたいということで、編成作業を進めてまいります。

次に、新斎苑についてであります。

現在、建屋を施工中で、今月末から火葬炉の設置を行い、年度中に完成できる見込みとなっております。

一方、先月、愛知県から県道設楽根羽線の5号橋の工事のため、斎苑への進入路である町道大野線を、4月から2か月程度通行止めをしたいとの申入れがありました。検討した結果、4月からの斎苑の供用開始は難しいものと判断をし、県には1日でも早い通行止めの解除をお願いしながら、それに合わせて供用開始をしたいと考えております。

次に、旧田口線車両の移設完了について報告をいたします。

奥三河郷土館の移転に伴い、11月26日の夜遅くに旧田口線車両の移設作業を行いました。コロナ禍での密に配慮し、住民への周知は控えめにさせていただきましたが、沿道や現地には多くの方々がお見えになり、日付の変わる頃には運送作業を終了し、翌日には展示施設内に設置がされました。

次に、新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設について報告をいたします。

東三河地域における新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設が12月4日金曜日一明日ですが、豊川グランドホテルに開設されます。

部屋数は最大58室で、対象者は無症状の方又は軽症者で、医師が認めた方になります。運営スタッフは、医師、看護師、生活支援スタッフで構成され、東三河の5市から交替で、毎日それぞれ1名の職員が派遣される予定となっております。

次に、したらオリエンテーリングフェスタ2020について報告いたします。

11月28日土曜日、29日日曜日の2日間にわたり、つぐ高原グリーンパーク及び面ノ木園地周辺の森林で、アウトドアスポーツイベント「したらオリエンテーリングフェスタ2020」を初開催をいたしました。2日間で、延べ224人のエントリーがあり、競技者から家族連れまで、それぞれのレベルで、設楽町の自然を楽しんでいかれました。

本町としても、今後このオリエンテーリングを町の主要事業として力を入れ、広く町内外へ情報発信をし、活性化の一助となるよう繋げていければと考えております。

なお、この大会に協力をいただいた地域おこし協力隊の戸上隊員は、先日開催された、「全日本オリエンテーリング選手権」で、3位に入賞されましたので、併せて御報告いたします。

続いて、ラリージャパン2021について報告をいたします。

11月21日土曜日にラリージャパン運営事務局から、来年の「ラリージャパン2021」の開催概要と設楽町を含む関係市町が開催場所となる旨の記者発表がありました。今年は開催見送りとなりましたが、来年は、世界的規模のこのイベントと連携し、設楽町の魅力発信も含め、住民と協力して取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、一昨日の行方不明者の捜索について報告をいたします。

12月1日の午前6時10分に、設楽警察から行方不明者の捜索への協力依頼が

ありました。町消防団に出動要請をし、午前9時から消防団員総勢75名によるローラー作戦により捜索を行いました。そして、午後3時過ぎに、自宅から離れた山裾に座っている行方不明者を無事に発見することができました。前日の夕方から行方がわからなくなっており、特にその夜は気温も低かったことから、安否を心配しておりましたが、無事に発見できて安堵したところであります。

以上、近況について報告をさせていただきました。

本日は、6名の議員により「一般質問」に続き、人事案件1件、町道路線の認定と変更2件、規約や条例関係10件、工事請負契約の締結1件、一般会計・特別会計の補正予算4件、合計18件を上程させていただきました。慎重審議のうえ、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、議会定例会開会に先立ちまして、行政報告とさせていただきます。

議長 「行政報告」は終わりました。

---

議長 日程第5 「一般質問」を行います。質問は受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内です。

始めに、10番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 おはようございます。一般質問を始めます。第1に「第8期介護保険事業計画について」質問をします。

介護保険制度が始まってから21年。保険あって介護なしといわれるように、その歩みは値上げとサービスの制限、人材確保策の失敗でありました。65歳以上の第1号被保者の保険料は制度設立当初、保険給付期の17%だったものが、3年ごとに1%ずつ上がり、第7期介護保険事業計画では23%になっています。21年度からは自動的に24%に引き上げられることとなります。2005年の介護保険法改定で特別養護老人ホームなどの施設入所者の食費、居住費を保険給付費から外し全額自己負担化され、利用者、入所者の負担が急増しました。2009年の介護保険法改定でコンピューターによる1次判定重視で、要介護との切下げが進み、要介護1・2から要支援への切下げが行われ、要支援者は急増しました。2014年の介護保険法改定では、利用者負担の2割の導入、特別養護老人ホームへの入所は要介護3以上に。要支援は介護給付から外され、新しい総合事業に移されました。

また、介護報酬の切下げで、介護労働者の確保ができず、営業も成り立たなくてサービス事業者の撤退が相次いでいます。

現在、介護保険費の保険者である、東三河広域連合や、一般的には市町村において第8期介護保険事業計画（21年度から23年度）の案づくりが進められています。厚生労働省は「給付と負担の見直し」を提示し、「要介護1・2の生活援助サービスの総合事業への移行」をはじめ、40歳以上からの2号被保険者の年齢引下げや、ケアプランの作成費用の自己負担化などの改悪を狙っています。介護切捨ての改悪に反対し、現役世代も高齢者も安心できる公的介護制度への転換が求められます。

第8期介護保険事業計画の意見募集が町ホームページで行われています。介護保険の主体は東三河広域連合になりましたが、地域住民・町民に大きく関係するものであり、このような措置が取られているものと思います。町議会としても介護保険計画の議論を積極的に行い、当町の考えを明らかにし、計画に反映することは重要ではないでしょうか。

そこで、以下質問をします。

1、制度創設以来、保険料の値上げが連続し、介護保険料の被保険者負担は限界に近づいていると思うが町としてはどう受け止めているか。

東三河広域連合の介護保険特別会計における第7期末の決算においては基金繰入金予算額1,031,000千円が調停額ではゼロ円に。つまり、基金の取崩しはなかったこと。反対に基金積立金が391,000千円あって積増しになっていること、これだけで合計1,422,000千円になり、介護保険料の11.2%、1割強にあたる金額になりました。

こうしたことから、第7期末の基金準備金を8期の保険料引下げに活用すべきと考えるがどうでしょうか。介護保険料の引上げの要因を、介護給付費の増大に求めるのは一面的です。介護事業の費用がふえるのだから、負担がふえても仕方がないというわけです。

しかし、前述したように被保険者の負担割合が増大したためです。このことは言い換えると、国の負担がそれだけ減らされたということになります。保険料引下げ、抑制のために国の負担割合を25%から30%にふやすことを要求すべきではないでしょうか。保険料を抑制するために、これまで、津島、高浜市の17段階をはじめ、どの市町も保険料設定の多段階化を進めてきました。広域連合においても、保険料の設定段階を現在の12段階から、より多段階にし、低所得者の保険料を抑えることはできないものでしょうか。

2、8期計画の中間報告は、保険料の章を最終報告に譲ったほかは、その全体計画を明らかにしています。その中で、特別養護老人ホームの新設が予定されていません。施設サービスを必要とする高齢者の増加、在宅待機者以外への需要の対応のためには、地域密着型施設介護の確保、特別養護老人ホームの増設などが必要ではないでしょうか。北部圏域では需要が減少傾向といているが、それは入所者の介護要件を変えたり、自宅介護への誘導などの抑制策の結果ではありませんか。計画では、待機者解消をどのように進めるのか明らかにさせる必要があると思うがどうでしょうか。

3、新総合事業では、要支援者が従来の「介護予防訪問介護」、「通所介護」から新総合事業の「現行サービス相当」に移行することによって、同様のサービスを利用し続けられる仕組みになっています。現行相当サービスが、必要な人には制限せず、継続して利用できるようにすることが望まれます。総合事業の現行サービスが、必要な人に継続した利用ができるようにすることについてはどのような対応になるのかお尋ねします。

4、8期計画においては、外国人介護人材などの人材確保の方策のみに終わっているが、介護職員の処遇改善をやらなければ人材は確保できません。処遇改善のための広域連合独自の施策を実施する予定はないのですか。

以上、質問します。

次に、「廃プラスチックごみの分別について」質問をします。

今私たちは、CO<sub>2</sub>をとことん減らさなければならない、のっぴきならない状態にあります。気候変動枠組条約、エスノピサ事務局長は、「新型コロナは人類が直面する緊急の脅威だが、最も大きな脅威は気候変動であることを忘れてはならない」と世界に向けて警告しています。

産業革命以前と比べて、1度温度が上昇しただけで、今日毎年のように大きな自然災害が多発しています。2度上昇すると、地球温暖化は不可逆的となり、人類は壊滅的な事態を迎えることになるといわれています。このまま有効な対策をとらなければ温暖化はさらに進み、産業革命前と比べて気温が4度上昇するといわれます。地球上に気候変動どころではない「気候危機」が進んでいます。

2012年12月のCOP21は、気温上昇を今世紀末に2度を大きく下回るようにし、1.5度に抑える努力をするというパリ協定を採択しました。気温上昇を1.5度に抑えると、洪水にさらされる人口は2倍だが、2度だと2.7倍になる。熱波に見舞われる世界の人口は、1.5度に抑えると6億人増加するが、2度だと17億人増加する。

また環境省研究所の未来の天気予報によると、1.5度に抑えると台風は中心気圧925ヘクトパスカル、最大瞬間風速70メートルだが、2度だと、中心気圧はなんと870ヘクトパスカル、風速90メートルに達すると予測しています。

同じくパリ協定は、今世紀後半にガス排出量を実質ゼロにすることを決めました。気候変動から人類の未来を守るために、早期に温室効果ガス排出量実質ゼロを実現すること。中でも温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>排出量の削減は切迫した課題であります。

しかし、政府は石炭火力発電所の新增設の中止、既存施設の計画的な廃止に背を向け、いまだに石炭火力が推進される中で、過日の報道にもあったようにCO<sub>2</sub>をはじめ地球温暖化ガスはさらにふえつづけています。CO<sub>2</sub>排出量の削減は切迫した課題であるということを自治体としても重く受け止め、行動を起こすことが今求められています。

環境相ホームページによると、二酸化炭素排出実質ゼロを宣言した自治体は24都道府県、153市町村に及んでいるといいます。

話は本題に進みますが、廃プラスチックが河川や海を汚染し、地球温暖化の原因となり、生物の生存に大きな脅威となっています。こうした使い捨てプラスチック製品は思い切って生産しない、使わないという大元を絶つこと、またそれを再利用し、リサイクル可能なものにする、これらの双方を目指さなければなりません。今私たちにプラスチック製品の大量生産、大量消費という経済社会のあり

方の転換が求められています。

今回、質問テーマの廃プラスチックごみは、飲料水、洗剤、シャンプー、マヨネーズの容器、インスタント麺、お菓子の袋、卵パック、弁当の容器、おもちゃ、CD容器、小物ケースなど多岐にわたります。これらが焼却されることによって大量の二酸化炭素をはじめ、温室効果ガスが排出されます。

町は地球温暖化対策実行計画を策定していますが、その実施とともに、北設広域事務組合のごみ焼却施設に当町から運び込まれるごみ、特に廃プラスチックごみが大きな温室効果ガスを排出していることに注目する必要があります。

家庭ごみの中の廃プラスチックのごみは、ペットボトル、トレイなどについては専用袋に入れて資源ごみとして出していますが、他は燃えるごみとして出されています。しかし、プラスチックごみの焼却は大量の二酸化炭素を排出することになるわけで、他のものについても分別し、資源としての回収を行うことが今後求められてくるのではないのでしょうか。

そこで次の事柄について質問します。

1、中田クリーンセンターの温室効果ガス排出量のうち、一般廃棄物の焼却に伴う排出量はいかほどか。そのうち廃プラスチック焼却による発生が大きな割合を占めると思うが、その割合はいかほどか。

2、組合が委託してゴミ組成調査が行われていると思うが、製品と容器包装トータルの廃プラスチックの、ごみ全体に占める割合はどうか。廃プラスチックは燃やして熱利用として再利用する方法がとられているが、温暖化ガスを発生させることになる廃プラを分別収集した場合、ごみ減量化の面でも有効になると思うが、そのような選択はないか。

3、政府は「家庭から排出されるプラスチック製容器、包装、製品については、プラスチック資源として分別回収する」方向を示しています。菅首相は、今国会で2050年までに温室効果ガスゼロを目指すとしましたが、そのためには廃プラスチックごみの資源としての分別回収は欠かせません。プラスチックごみの分別には一定の労力と精神的エネルギーを要します。質問にあたってプラスチックを意識するようになると、ここにもこれにもプラスチックと、非常に多くのものに使われていることがわかりました。各家庭には苦勞と負担をかけることになるわけですが、避けては通れない課題です。私たちはコロナ危機よりも何倍もの災いをもたらす気候危機に正面から立ち向かう構えが必要ではないのでしょうか。

スウェーデン環境活動家グレタ・トゥーンベリさんらは、「私たちは大量絶滅の始まりにいる」「私たちの将来を燃やさないで」と訴えています。

プラスチックのごみの分別をただちに始め、北設広域事務組合でも、プラスチック製容器、包装の分別資源化、再利用の準備を今から始めるべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

以上を質問しまして第1回目の質問といたします。

町民課長 町民課のほうから、最初の「第8期介護保険事業計画について」お答えし

たいと思います。

まず1点目の、「被保険者の負担が限界に近づいていると思うが、町としてはどう受け止めているか」についてです。

介護保険料に関して、被保険者のほうからそういった相談等は今のところありませんし、低所得を理由とした滞納もありませんので、今のところ町としては負担の限界に近づいているとは受け止めておりません。

次に、「国の負担割合をふやすことを要求するとともに、第7期の基金準備金を第8期の保険料引下げに活用すべきと考えるがどうか」についてです。

国の負担割合の増の要求につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に多くの費用が必要となっている現状もありますので、今後の国の動向を見極め、判断すべきと思っております。基金の関係ですが、被保険者の負担を軽減するため、第8期下における保険料については、基金を取り崩して保険料の引下げをするよう現在検討している最中です。

3番目、「保険料の設定段階をより多段階にし、低所得の保険料を抑えることはできないか」ですが、保険料の設定段階については、保険料率も含めて被保険者の負担能力に応じた設定を現在検討している最中です。

次、8期計画において、特養の新設が予定されていないということで、「在宅待機者以外への需要の対応のために、地域密着型の施設、それから特養の増設が必要ではないか」ということについてです。

第7期計画では、在宅での待機者の需要を基礎数値としていましたが、第8期計画の施設整備を検討するにあたっては、医療機関や介護施設等、自宅以外の場所で待機している方で、入所の申し込みがあった施設が「入所の必要性が高い」と判断した方も含め数値に加えております。さらに、「待機者数」、「1年間の入退所者数」、「介護人材が確保できるかどうか」、更に「市町村ごとの要介護3以上の特養供給率」などを勘案しています。その結果、小規模特養を2か所、豊橋市に広域連合として整備を予定としました。設楽町を始めとする北部圏域では、地域が広いことから南部圏域と比べて特に訪問系の居宅サービスの提供が困難な地域であることから、訪問系サービスの提供を支援する新たな取組みを検討しております。

また、今後、北部圏域で施設整備を進めた場合、居宅サービスの利用低下とともに施設サービスを含む介護人材の不足が進むことが予測され、現行事業所の撤退や規模縮小などによって、供給体制の低下が懸念されます。要介護認定者数は既に減少フェーズに入っていますので、これらを総合的に判断して、北部圏域では特養や地域密着型、主にグループホームになると思うのですが、それらの整備は行わず、居宅サービスが継続して提供される体制を確保することを優先課題として取組みます。

次に、「待機者解消をどのように進めるか明らかにさせる必要があると思うがどうか」については、待機者解消につきましては、在宅介護の体制整備、それか

ら医療や施設介護の連携によって対処いたします。

「総合事業の現行サービスが必要な人に、継続した利用ができるようにすることについてはどのような対応になるか」については、利用者の状態と多様な生活支援サービスの内容とを総合的に考慮して、現行相当サービスが必要な方へは提供できるよう現在検討しております。

最後、「介護職員の処遇改善のための広域連合独自の施策を実施する予定はあるか」についてです。広域連合独自の処遇改善の施策は今のところ考えておりませんが、民間ノウハウを活用した介護人材活用促進事業や、ケアマネ資格取得費用一部助成事業など新たな介護人材を確保する取組みを検討しております。

以上です。

生活課長 私からは、「廃プラスチックごみの分別について」お答えいたします。

皆さん御存じのとおり、焼却ごみのうち廃プラスチックごみの分別につきましては、北設広域事務組合で総合的に判断をしている項目で、設楽町のみでの回答が出来ませんので、組合から聞き取った結果を今回の回答とさせていただきます。

まず、1つ目の質問であります「廃プラスチック焼却により発生する温室効果ガスの割合は」についてお答えいたします。

中田クリーンセンターのごみの焼却で発生した温室効果ガス排出量のうち、廃プラスチックの焼却により発生したものの割合を算定したものはございませんが、ごみ全体を焼却したときに発生したガスの成分分析は行っております。本年5月の分析結果によれば、温室効果ガスである二酸化炭素が 6.0%、温室効果ガスではない窒素が 80.2%、酸素が 13.8%となっております。

2つ目の質問であります「製品と容器包装トータルの廃プラスチックの、ごみ全体に占める割合と分別収集した場合ごみ減量化に有効では」についてお答えします。

中田クリーンセンターでの焼却ごみ全体に占める廃プラスチック等の割合は、本年9月の調査では22%となっております。この割合は法律で定められた分類に基づき調査したものであり、この中には、ゴム及び皮革類も含む割合となっております。ちなみに、その他のごみの種類別割合は、紙・布類 53.1%、木・竹・わら類 14.7%、厨芥類(生ごみ)9.1%、不燃物類 0.7%、その他 0.4%となっております。

田中議員の言われますように、プラスチック類を分別収集し、それを資源とすればゴミの減量化には有効な手段になると考えられますが、各家庭での分別はもちろんのことですが、中田クリーンセンターでの最終分別作業も新たに発生いたしますので、その費用についても検討が必要になって来るとお考えられます。

最後に、「分別回収の準備を今から開始するべきではないか」についてお答えいたします。現在、愛知県では、愛知県ごみ処理広域化・集約化計画(仮称)を作成中で、来年度にパブリックコメントを実施し、計画を策定する予定と聞いております。この計画を踏まえて、豊川市以北地区を中心としました東三河ごみ処理

広域化計画を修正していく予定をしています。

この中で、この地区のごみ処理施設の集約化についての計画をしていくこととなりますが、現時点では、まだ不確定な状況となっております。

このような中、北設広域事務組合では来年度から、可燃ごみを民間処理業者への搬出を予定しております。本地区の可燃ごみは、将来的には東三河広域化計画に沿って東三河のいずれかの焼却施設に搬出することとなりますが、現時点では、どの施設になるのかもはっきりしていない状況となっております。施設ごとで分別の方法が異なるため、分別回収の準備につきましては、広域化計画が具体的にになりましたら、北設広域事務組合並びに構成町村で今後の分別回収の基準について協議をしてみたいと思います。いずれにいたしましても、2050年までには温室効果ガスゼロを目指してみたいと思います。

以上です。

10 田中 介護保険料の被保険者負担については、限界が近づいていないというお答えでありましたが、そうしますと保険料負担は楽になっているのか、大変になっているのかどちらなのでしょう。

町民課長 お答えした内容がちょっと悪かったかもしれないのですが、負担が上がっているのは確かなのですが、現在の保険料負担でとてもじゃないけど払えませんということではない、という、そういう認識であります。ちなみに、第8期計画下においては、東三河8市町村の介護保険料が統一されます。現在7期中は、各市町村のそれぞれ違った保険料率でやっておるのですが、いろいろと広域連合のほうでシミュレーションをかけて基金を使いながら保険料を抑えるという検討をしている中では、設楽町についてはほとんど上がりません。1円単位です、上がるとしても。そんなような状況です。

10 田中 受止め方の違いがあるかと思うのですが、私はかなり負担が厳しくなっているなというのが、いろいろ町民の方からお聞きします。で、保険料を基金を使って引下げを検討中だというお答えだったと思うのですがけれども、今東三河広域連合の準備基金は総額でいくらくらいありますか。

町民課長 すみません。金額については今資料を持ちあわせておりませんので、申し訳ないのですがお答えできません。

10 田中 先ほど、基金を取り崩す予定だったのが、全額取り崩さずにゼロ円で済んだということと、それから、基金から繰入するお金が4億。14億が決算上は黒字になって、黒字というか余裕ができたわけだから、それを保険料値下げに回すべきだとかいうことを言ったのですが、それとあわせまして、全体の基金はいくらくらいになるかを調べて見ますと、54億円、54億5千万円あります。これは、昨年もその程度。18年度末は50億円、19年度末が54億円、順調に基金がふえちゃっているわけですから、これは全体の決算額が556億円ですから、約1割を準備基金として用意しているわけですね。

それでお尋ねしますが、うちが介護保険特別会計をやっていたときに、予算額

に対して運営基金の額は何パーセントくらいありましたか。

調べて見ますと2%を切るんですね。だけど、広域連合は1割、10%を持っているというわけですから、町が2%未満、1.何パーセントですが、それだけでいいというのは、つまり基金を持たなくても、介護保険については、一般会計の財調のように不測の事態に備えて支出するということがあまり想定できないものですから、それで済むと。ただ国保のほうでいうと、大きな風邪なんかは流行るといふから、それなりの基金はもっていないといけない、そういうふうに理解をしているわけですが。そうなってくるといよいよ、この50億円というのは保険料の引下げに使えるのではないかと思います、そのことは強く広域連合の場合でも、うちも町長が理事として出ていると思うし、同僚議員も議会に参画しているわけですからそのことを強く言って欲しいのですが、その点についてはどうでしょうか。

町民課長 実は今広域連合が保険者になっておりますので、広域連合の介護保険課の課長さんといろいろ相談しながら今回の答弁を作ったわけなのですが、第7期のときはそれぞれ始まったばかりだったので、市町村の基金を使ってやっていたので、それで保険料をそれぞれの市町村で抑えていたわけで、今回は持ち寄った基金が今田中さんが御指摘のとおり積んでありますので、もちろんそれを使って第8期の3年間は保険料を抑えていくということにしております。質問の中で多段階化の話もありましたが、介護保険課のほうとしては、多段階化にするよりも保険料率を抑えてやったほうが、より被保険者の方に優しい保険料になるという考え方でやっていますので、もちろん、基金を使って保険料を抑えるということ、先ほども申し上げましたが、そういうふうな取組をする予定でおります。

10 田中 介護保険というのは、我々みんな保険料を払って将来寝たきりになったりなんかしたときに面倒みてもらえるということで納めているわけですが、それが今の実態でいうと、なかなかそうはならないということなんですね。ただ、そういう保険ですから、サービスをどんどん削って特老を建てなくてもすむようになっているのですが。本来からいうと、入りたいと思ったらそれは入れなければいけないと思うんですね。そういう意味での基盤整理はまだまだ遅れているというか、どんどん貧弱になってきているというか、制約が多くなっているというふうに思うのです。それはお答えはいいのですけれども。町長にはお答えいただきたいのですが、もう一つの、廃プラのことについて質問してからお願いしたいと思えます。

それでは生活課長に質問をしますが、廃プラスチックというのは、量は少ないにしても、燃やすごみの全体の22%ということをおっしゃいました。中には廃プラスチックだけじゃないよ、いろいろ皮革とかが含まれているけどもということでしたが、その半分以下ではないだとう思うのです。7割8割を占めると思うんです。それだけのものがあると、それを燃やした場合にはすごい二酸化炭素量になると思うのですが、排出係数というのがありますよね、廃プラスチックの

排出係数はいくつでしょうか。

生活課長 すみません、排出係数まで申し訳ないのですが現在手元に資料がございません。

10 田中 私が調べたところによりますと、プラスチックの排出係数はすごく高く2,770ですね。ほかのものは0.1、いくつとか0.2とかその程度なんです。だから1割、2割廃プラスチックが混ざっていて、それを燃やしても、排出ガスのほとんどが廃プラスチック由来によるものになると理解しておるわけですね。これは大変な排出なわけですから、国のほうがいよいよこの点の改善をしていくということになると、今からそのことについての準備というか、研究とかそういうものをしていかなければならないと思います。そのことについてはぜひ広域事務組合で検討していただくようお願いしたいのですが。

もう1点、先ほど質問で申し上げました、二酸化炭素の排出実質ゼロをした自治体があると申し上げましたけれども、設楽町としてはそういうことを検討する予定がありますか。

生活課長 現在まだそのような宣言をする予定はしておりません。

10 田中 それでは町長に最後に質問をしますけれども、介護保険料の引下げと準備金との関係。それから、廃プラスチックの焼却の問題では自治体宣言はどうだということなのですかけれども、その点についての町長の所見をお伺いします。

町長 それでは田中議員さんの御質問にお答えするわけですが、1点目の介護保険料の負担軽減についてであります。田中さんが常々こうした介護保険に対しての、住民、該当になる人たちへの負担軽減というものに意識を高めていただき、それに努力をされるというその熱意、そういったものは十分私も承知をしておるわけでありまして。そうした中で、介護保険料、今いわれるように負担限界となってきたおるのではないかと御心配をされているわけです。しかし、課長がお答えしたように、現状、我々がみなさんの状況を把握する中で、そうした状況に本当に近づいてきていて、これは負担が大きいという状況になるのであれば当然軽減策について対応を図らなければいけないと認識をするところです。そのために、手法として基金の取崩しということは当然この検討の中に入れていくことになるかと思っております。

そうした思いの中で、現状既に第8期計画において、広域連合においては財源措置として軽減を図るといふか、バランスのとれた保険料を算定する中で、基金を取り崩す、そうしたことも含めて来年度まだ公表はできておりませんが、現在の検討の中では約35億円ほどの基金の取崩しを考慮しておるという状況です。そうしたことで、軽減化を図りたい、そして結果、その状況の中で算定してきますと、設楽町における保険料は標準で一人当たり1円が上がるという想定をされております。そうした範囲で負担軽減につながるよう努力していくことが必要だと思っておりますし、今の現状はそういうことで対応してまいりますので御認識していただければと思います。

次に廃プラスチックの軽減、回収等するための努力をどうするか、ということでもあります。言われるように、この廃プラスチックのごみ分別回収ということは本当に国も意識が高くなってきている中でありまして、我々の地域の生活でもこういったことに配慮していくことは必要なことだと思っております。

こうした国の方針も示されている中でもありますので、これに基づいて我々も進めていくわけでありまして、設楽町だけでなく、我々構成団体、北設楽郡、根羽村も含めて北設広域事務組合の全体でのそうした活動、意識また廃プラスチック軽減に係る分別回収、こうしたことへの方法論もこれから検討していく必要があるということで。構成団体、共にこれを意識を高めて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

10 田中 以上で質問を終わります。

議長 これで、田中邦利君の質問を終わります。

---

議長 次に、3番加藤弘文君の質問を許します。

3加藤 おはようございます。3番加藤弘文です。議長のお許しを頂きましたので、事前に通告いたしました順に質問をいたします。

1つ目は、設楽町の行政情報の伝達手段についてです。現在、設楽町の行政情報は、町ホームページ、広報したら誌、議会だより、同報無線、各種チラシ回覧などで行われています。しかし、行政情報をさらに的確に住民に伝達するための伝達手段の拡充について質します。

まず、同報無線の戸別受信機についてですが、前にもお話をしましたが、受信機が経年劣化によって、そのための更新に毎年200万円ほどの予算がかかっています。また、「声が聞き取りにくい」「声だけなので、細かな情報を聞き逃すことがある」「自分とは関わりのない放送内容が多い」「放送時間に受信機の近くにいないと聞けないので、大切な情報を聞き逃すことがある」「電話をしていたり、テレビやラジオの音と重なるので不都合」などの住民の声があります。このような現状や住民の声をどう受け止めてみえるかお答えください。

次に、設楽町のホームページは、情報伝達手段として大量の情報が町内外に即時的に伝わり有効ではありますが、北設情報ネットワークの町内のインターネット加入率は40%ほどであり、高齢化率が高い本町では、行政情報としてどのくらいアクセスがあるのか疑問だと思いますが、その効果についてどのように考えておられますか。また、改めて検索してみると、ホームページの内容更新が十分に行われていないのではないかと思われる現状が見られます。どのように対応しているのかも重ねてお答えください。

さらに、同様の現状から、隣の東栄町では、本年より北設情報ネットワークを使った行政放送「東栄12チャンネル」の試行を開始しました。同町では、同報無線の個別受信機に代わる情報伝達手段として導入を図っていますが、同報無線

という手段も捨てがたい伝達効果があるとの声もあると聞きます。本町では、これまでの情報伝達手段を維持しつつ、テレビによる行政放送を導入していくのがよいのではないかと考えます。インターネットより簡便であり、多くの行政情報から選択して、場所や時間を問わず何度でも必要な情報を入手できるという点で極めて有効な情報伝達手段であると思われませんが、導入への検討を行うべきと考えます。どうでしょうかお答えください。

次に2つ目は、本町の奨学制度についてです。予てから、本町の奨学金制度について一般質問で質してきましたが、去る11月16日の全員協議会にて、新たな奨学制度案が提示されました。こうした検討が開始されたことについては大いに評価したいと思います。しかし、本来の奨学制度の趣旨から考えると、その理念と制度設計のコンセプトに疑義を呈さざるを得ません。設楽町の奨学制度を、本町の宝である子どもたちの学びを支える確かなものとしていくために、さらにその内容の検討と拡充を求めます。

まず、1つ目は、本町における、奨学制度の拡充の目的は何か、を聞きたいと思えます。お答えください。

2つ目は、これまでの制度では、本地域の特殊な事情により、通える高校の選択肢が少なく、下宿せざるをえない高校生保護者の大きな費用負担を考慮し下宿代を補助しています。金額等とはともかく、本地域の特性を踏まえた適切なものであったと考えます。しかし、高校の学費無償化に伴って奨学金を取得する高校生は少ない現状があります。今回の制度変更では補助対象者とならなくなるのではと思われまます。こうしたケースも考えての制度撤廃なのかお答えください。

3つ目は、これまでの制度は、特定の職種の資格取得者のみを対象とする限定された奨学制度でありました。職業選択に関わる自由度に影響を与え、公的な補助制度としては不備なものであるとこれまで指摘してきたところです。今回、学生がどのような学科を選択しても対象となるとしたことは、評価できます。しかし、この奨学制度は、田口高校への入学を強く誘導するために、その補助額に大きな差—ここ、年額10万と書いてありますが訂正前のものでありました。それにしても補助率・総額で約24万円ほどの差があります。そうした差を設けています。田口高校入学者の確保への強い願いは理解しますが、そのために露骨に補助金額に格差を設けることは、あえて言うならば短絡的で軽薄と言わざるを得ません。中学校卒業生に、進学費の将来への負担を考慮して進路を選択しなさいと言わんばかりではないでしょうか。町外にある専門学科の工業科や商業科、看護科、音楽科などを選択することや、自分の能力に応じて高校を選択することへの夢に、大人の理屈で、影響を与えるような奨学制度があってはならないと考えます。

田口高校入学者の確保は、全員協議会でも別に提案されたような高校自身の魅力化のための施策をさらに強力に図ることで、中学校卒業生が自ら選択することを重視すべきであると考えます。従って、奨学制度の規模は、設楽町の未来への投資としてどの子にも一律に最大限の補助を検討すべきと考えますがどうでしょ

うか。

4つ目は、この奨学制度の対象者は、「設楽町で暮らしながら、奨学金を返済する40歳未満の方」としてはいますが、町内の企業等の求人は、職種・求人数ともに十分でないことは明らかです。近隣の新城市、豊川市、豊橋市、豊田市などの企業に就職・通勤し、住民票を設楽町に置く町民を対象にしていると考えてよいでしょうか。お答えください。

5つ目は、この制度の開始に伴って奨学金を現在返済している町民、奨学金を現在受けている町民も対象としていますか。制度の効果を迅速に発揮するためには、こうした町民に対しても、制度開始に伴って適用することが必要ではないかと考えますがどうでしょうか。

以上で一回目の質問を終わります。

総務課長 それでは、総務課から、お答えします。

防災行政無線、特に同報系の運用方法について、今後の対応、それから先ほどお話のあった住民の声への対応も含めて回答させていただきます。

現在、設楽町での緊急防災情報の伝達手段は、Jアラートなどの国や県が流すもの以外は、役場で音声を、生あるいは録音により放送しております。音声を電波を使いまして、各地域にある屋外拡声子局あるいは個別受信機から放送しております。音声を、電波を使いまして各地域にある屋外拡声子局、あるいは個別受信機から放送をいたしております。

システムには、本庁の基地局、大輪の中継局などの各中継局に非常発電を備えておりまして、停電時にも対応可能となっております。ただし、停電が長期化した場合には利用が困難となる場合もありますし、山間地であるため電波が弱い地域があること、それから風雨時には屋外子局が聞こえづらい、そういう状況になることもありますし、地震や倒木により拡声子局等に影響がでる可能性があることについても役場のほうでは把握しているところであります。

9月議会で説明をさせていただきましたが、対応策としてインターネットや携帯電話を利用したスマートフォンのアプリケーション「防災アプリ」という名称を使っておりますが、でアプリを使いまして、緊急情報を伝達する手段を現在検討しております。このアプリケーションを利用いたしますと、緊急時には強制的に緊急情報をスマートフォンで受信ができる。そのほか、聞逃しの対策として音声やテキストで同じ情報があとでも得られるようになります。また、停電時でもスマホが使える状態であれば、受信が可能となっております。たぶんこれは御提案の北設情報のテレビでは停電時には無理になると思われま。

また、このシステムは、インターネットに接続しているテレビでも活用できるとの情報を得ておりますので、引続き情報収集と検討を進めているところであります。

スマートフォンでの防災アプリには、ホームページのリンクを貼り付ける事が可能であります。町ホームページへのリンクに関しては専用のアイコンなどの設

定も可能でありますので、そのような形で検討をしております。

防災情報の伝達が、今お話をしているところメインにはなっておりますけれども、情報伝達方法の拡充手段としてスマートフォンとの連携が進めば、各種情報の入手にも利用しやすくなるものと考えております。さらに、このアプリケーションを一旦ダウンロードしておれば、町外にいても放送内容等を受信ができます。外出中でも確認、利用ができます。それから町外にお住まいの親族の方もダウンロードすれば利用ができるようになりますので、情報入手の幅も広がりますし、御家族で安心していただける使い方もできると期待しております。

緊急情報以外の情報伝達につきましても、アプリケーションの機能として、受信したい情報の種類、例えば観光情報ですとか道路情報、こういったものを選択して流す、それから受信することもできるようになりますので、御自身の必要な情報を選択して受信するというような使い方も可能になるとのことです。こういった内容で、現在導入に向けて検討を進めているところでありますのでよろしく願いいたします。

以上です。

企画ダム対策課長 それでは、企画ダム対策課から2番目、3番目についてお答えさせていただきます。

まず2番目の、議員の御質問の町のホームページですが、まずこのサイトには北設情報ネットワークに加入したインターネット以外にも、お手元にあるスマートフォンや、いわゆるガラケーからのアクセスも可能となっております。

総務省の令和元年版情報通信白書によりますと、インターネット利用状況と端末別のインターネット利用率は、「スマートフォン」が最も高く「パソコン」を上回る状況となっております。このことから、北設情報ネットワークの加入率のみで当町ホームページへのアクセス数について語ることはできないと思います。ちなみに、白書によればインターネットの利用率は、13歳から59歳までの各階層で9割を超え、60代で76%、70代で51%、80代以上でも21.5%となっておりますので、いかに多くの方がインターネットを通じて情報を得ていることがわかると思います。なお、これは令和元年度の数字ですが、年を追うごとに、インターネットの利用者は拡大していき、今後は高齢の利用者も例外なくふえていくだろうと見込んでおります。

また、当町のアクセス数については、記事によって差はありますが、「議会定例会・臨時議会会議録」や「広報したら」「設楽町空家バンク制度について」などは、毎月1,000以上のアクセスがあります。また、新型コロナウイルス関連の情報や、職員募集の情報が掲載されたときにも、1,000を超えるアクセス数となっております。

それから、設楽町のホームページの更新が十分に行われていないとの御指摘ですが、設楽町をはじめ行政のホームページは、その性質上、発信する必要がある情報があるときに掲載を行っておりますので、場合によっては毎日更新しており

ますし、お知らせする情報が少ないないときは、2週間ほど新情報の掲載がないこともあると思います。議員御指摘の更新が十分ではないというのは、何と比較して、何をもちって十分ではないと判断されたのかわかりませんが、ホームページに載せる情報については、担当各課が判断して対応しております。そして、町のホームページに掲載する場合は、各担当課で記事を作成し、それを企画ダム対策課が確認、承認して公開する仕組みとなっております。

尚、町民が必要な情報、周知しなければならない情報などは、町のホームページ以外でも、広報したらの冊子、議会だより、広報したら無線放送、必要な都度チラシや冊子の作成など、様々な情報提供の形はありますけれども、設楽町全課、全職員が周知方法について、考えて工夫して対応しているのが現状であります。

3つ目の、東栄12チャンネルのようなテレビ放送システムを導入してはどうかという議員提案であります。「本町ではこれまでの情報伝達手段を維持しつつ、テレビによる行政放送を導入していくのが良い」との議員の提案につきましては、現在の屋内外の無線も維持しつつ、東栄町のようなテレビによる放送システムを新たに整備するということと理解しますが、まず現在の設楽町の屋内外の無線を正常に放送するための保守、機器の更新を含めた維持管理費用には、多くの費用が必要となっている現状であります。更に新たなテレビ放送システムを整備、維持管理していくということになりますと、情報伝達としては補強されるかもしれませんが、当然整備費、維持管理費など多くの予算が必要となることは明らかです。

先ほど2番目の内容で回答したように、町民が必要な情報、周知しなければならない情報は町のホームページなどで、様々な形で周知しております。

更に、設楽町全町を調べてみますと、テレビに関しては田口地区、小松地区、名倉清水地区等の一部では、個別アンテナでの受信が可能となっており、北設情報を利用していない世帯も発生しております。仮に新たなテレビ放送システムを整備して、その世帯が利用するためには、新たに本年度6月定例議会で加藤議員の一般質問時に回答したような加入金が負担金として発生してしまいます。

現在の情報伝達方法に大きな問題があれば検討しなければなりません。行政情報をさらに的確という目的ですが、先ほど総務課長の答弁の防災アプリの検討を進めることもあり、費用対効果を考えても、新たなテレビ放送システムの構築は現状では考えにくいとの見解であります。

以上です。

企画ダム対策課長 引き続いて、次の項目の回答をさせていただきます。「子ども学びを支える町独自の奨学支援制度の拡充について」に質問で。

まず、1つ目の「本町における、奨学制度の拡充の目的は何か」、ということにつきまして回答をさせていただきます。

来年度からの運用を目指しているのは、奨学金の返還支援制度の創設であります。奨学金貸付を受けて勉強し、町に戻ってきて働こうという方の御支援を行い

たいと考えております。広い意味でとらえれば、奨学制度の拡充ともいえると思いますが、今回の子育世帯移住定住促進施策では、子どもが生まれた時から、学校に入って勉強し、卒業して仕事を行うことまでのライフサイクルをトータルで支援し、設楽町で暮らしていくことのメリットを創出し、そして引続きこの町で暮らし続けることを選ぶ方をふやし、持続可能な町を作ることを目的としております。

2つ目の、「これまでの制度では、本地域の特殊な事情により通える高校の選択肢が少なく、下宿せざるをえない高校生保護者の大きな費用負担を考慮し、下宿代を補助していたこと」につきまして、ですが、最初に御理解いただきたいのは、これまでの制度は下宿代の補助ではなく、貸付であります。貸付ですので当然返還義務がございます。当町の修学資金貸付制度のうち、高校生への下宿代貸付では、実績として平成27年度に2件の申請があったあとは、平成29年度に1件の申請があったのみで、その後の新規申請も相談もありませんでした。なぜ貸付の利用者が少ないかの調査は行っておりませんが、家庭の経済状況に見合った学校を選択しているためと想像しております。

しかしながら、やむを得ない事情で、下宿代の貸付が必要な方には、さまざまな機関で行っている貸付制度を御活用いただけるかと思っております。例えば、低所得者向けに授業料以外の費用の給付を行う「高校生等奨学給付金」や、使途に制限を設けられていない愛知県制度には「愛知県高等学校等奨学金」がありますし、所得が高い方は、国や民間の教育ローンや財団法人が運営する奨学金の貸付制度など、多岐にわたってありますので、どうしても下宿代の貸付が必要な方は、それらを御活用いただければと思っております。

次に3番目の件であります。最初に訂正ですが、議員にも御指摘をいただきました、全員協議会の際に説明をし、おわびをしましたが、資料に記載されている金額が誤ってしまして、田口高校生の補助金の最大額は19万2千円です。そのために、議員御指摘の差額は10万円ではなく、4万8千円となっております。よろしく申し上げます。

さて、この制度は、あくまでも奨学金を借りた場合に、その方が返還するときの支援であります。日本学生支援機構のデータによりますと、2019年度で、大学生の37.5%が利用しております。申し上げるまでもなく、すべての生徒さんが奨学金を利用しているわけではございません。よって議員御指摘の、この奨学金の制度があることが能力に応じた学校の選択を阻害したり、夢を抑制したりするものにはつながらないと考えております。

また、田口高校卒業生が、返還補助金の優遇を受けることは、総合戦略にあります。田口高校の魅力化に沿ったものと考えております。田口高校への入学者の確保は喫緊の課題であります。そのことに対する制度設計を行うことが軽薄だとは考えておりません。

次、4番目ですが、議員の御質問についてはお見込みのとおりでありまして、

それに加えて「生活の実態がある方」という1文を条件に追加しようと考えております。

最後に5番目の質問でございますが、御提案のとおり、現在償還中の方も対象、適用していくことが望ましいと考えております。

以上です。

3加藤 答弁ありがとうございました。

まず1つ目の再質問をしたいと思います。今お話によりますと、情報発進について、携帯のアプリについて、もう検討をかなり進めていただいておりますということで大変ありがたいことかなと思います。ぜひこれを進めていただくことで情報発進がより豊かなものになる、しかも、東栄12チャンネルというような、テレビを使わなくても通常放送までそれを拡大できるということのお話がありました。まず、それに期待していこうと思います。予算がかかることは東栄町の実態を見ても、12チャンネル開設については予算がかかり、また、担当の手間もふえるということもあるということは承知しております。

ただ、今後どういう情報伝達手段が最も効果的かということについて、検討しておくことは必要かなと思います。とりわけ、先ほど個別アンテナについての話がありましたけれども、こういう利便性が高くなっているの、ぜひ入っていただきたいということにもなるのかな、と私は期待したところもあってお話を出させていただいていることもあります。今後、消してしまわずに、こうした伝達手段についての調査も進めていただくことがいいのかなと。ほかにどんな方法があるのか、最も利便性が高いのはどんなものであるのかについての検討を進めていただくことを期待したいと思いますが、そのことについてお答えください。ただ、決して、これは無理です、ということではなくてですね、様々な伝達手段についての研究を進めていただくということについて、お願いします。

町長 それでは情報伝達に向けて、今後の対応、また現在の状況を鑑みながらどう検討していくかという御質問でございます。

情報伝達の手段につきましては、利用の目的、また利用される方の年齢等々、その状況によって良い点ですとか悪い点があるかと思っております。そうした中で、中には映像で見るのがいいなと感じられる人がありますし、また、文字で教えてほしいという方もおります。そして一方では音声で聞く方法ですとか、紙ベースで確認をしたいという、様々な方法、そうした方がみえると思っておりますが、なるべく多くの方が使い勝手の良い方法を構築していきたいと考えております。伝達手段でより効果のある方法があれば、当然導入を検討してまいりますけれども、検討にあたっては、申し上げておりますように施設整備への投資額ですとか、施設の維持費等、こうした費用と効果が重要になってまいります。これらを総合的に判断して情報伝達手段の導入方法を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

3加藤 情報伝達、これも行政の責務ということがあります。ぜひそうした方向で検

討を進めていただきたいと思います。

2つ目です。2つ目は奨学制度についてなのですが、この奨学制度を企画対策課が提案していくということについては私も疑義を呈さざるを得ないと前から思っています。お答えのとおりでした、要するに町の施策がベースにあってのことですよということでした。

まず1つ目ですが、そう意味でいうなら1つ目が、子供たちの経済的理由に寄らず能力に応じて等しく教育を受ける権利、教育の機会均等を実現するためのものというコンセプトはこの中に若干薄いのかなと考えざるを得ません。これは企画ダム対策課が提案していることにも起因しているかなと思うわけですが。そうした意味で子供たちの学びを支えていく制度としての弱さがそこにあるのかなということに改めて感じました。

そこで質問なのですが、先ほど僕は補助と言ってしまいましたが、金額を貸付けられて、そして当町に住めば、2分の1は返済を補助する形ですよ。それは間違いありません。そういう意味で補助というふうに私は言いました。この文面には、「高校生が下宿するとき」という1文が付いています。という意味では、高校生の下宿代を補助するという意味合いを、補助というか貸付なのですが、最終的に2分の1は補助する形になるとするならば、高校生に対するそういう意味合いを持っていたことは事実ではないかと思うのですが。下宿代ではありませんというふうにお答えられたのは、僕はちょっと違うかなと思うのですがどうですか。

企画ダム対策課長 言葉の言い方もまずかったかもしれませんが、議員御指摘の補助というのをストレートに捉えて補助ではなく貸付ですよということで、もし勘違いされているのであれば、ということで答弁させていただいたところもありますけれども。今言われたように、金額として、当町に住んでいればその人の返済にあたって一部免除することについては、補助ということについては変わりはないかと思いますが。

3加藤 奨学金の返済の補助ということについては、平成27年に文部科学省から既にこのことについての言及が成されているかと思います。この中の、地方定着のための特別交付税措置を愛知県は受けていないわけですが、設楽町は受けているのか。その制度に基づいてこれが行われているのかどうかお答えください。

企画ダム対策課長 そのようなものは、当町では該当しておりません。

3加藤 そうしたら、独自に一般財源の中から支出をしているということでもわかりました。ということは、町民等しく受ける権利があるというのが前提になると改めておもったわけですが、これは教育長に質問したいと思います。同じ町民の子弟でありながら、高校の選択によって将来受けられる補助金額に差が生まれるのは、先ほど申し上げた憲法26条ならびに23条の学問の自由、それから教育基本法の経済的に困難な者に対する奨学の保障をしなければならぬ規定にてらして、教育的に問題があるのではないかと思うわけですがどうでしょうか。

教育長 通告にありませんが、答弁してよろしいでしょうか。

議長 はい。

教育長 法律の求める教育の平等、あるいは均等というものは、そういう支援の部分についてもものを行っているのではなくて、受ける権利を当然保障しなさいという部分と理解しております。

以上です。

3加藤 支援のことではないとおっしゃいましたが、教育基本法4条第3項は、「経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」ということについて、これは奨学金の元の考え方になっているかと思えます。これは今回の制度についてはそれとは関係がありませんよと言っても、子どもにとってはいわゆる田口高校を選択した人にとっても、例えば、田口高校が今までカリキュラムを工夫したり、総合的な探求の時間を設けたりして、田口高校の魅力化を図ってきた先生方や、そのためのバックアップで様々な資格補助をしたりとかで魅力化を図ってきた、そうした努力に対して、補助をふやすので田口高校を選択したらどうですかというふうな言い方は、大変そういう方々への侮蔑でもあると僕は思ったので、強い言葉で軽薄と言わせていただいたわけです。また、田口高校を選択しなかった子どもにとっては、まるでペナルティーを課されたように、将来ここに住んでも減額をされていくというふうを感じる可能性もある。要するに、田口高校を選択しなかったためにそういう補助は受けられないんだよ、という感覚も一方では生まれるのではないか。これは、両方にとって得策ではないと私は思います。そういう意味で、今回示されたものについて早急な措置をすべきではないと私は思いますが、どうでしょうか。お考えをお聞かせください。

企画ダム対策課長 今回の制度改革について、そのようなことは一切考えておりません。

以上です。

3加藤 同じ町民で、中3の子供たちがどういうふうに進路選択を迷いながらしているのかというのは、失礼ながら私現場で見てよく知っているものです。そうした中で、ある意味お金を条件に考えていくのは子どもにとってもやむを得ないことかと思えます。しかし、設楽町に生まれ育った全ての子どもたちが、経済的な理由に寄らず、その能力に応じて等しく学ぶ機会を持つこと、一人一人の夢を叶えるための力強い支援を今後10年、20年と続けるために早計に制度設計を進めてはならないのではないかと思っています。日本の子どもの貧困率が7人に1人、ひよっとしたら設楽町はもっと比率が高いかもしれない。そういう時代の中、子育ての町設楽町として他に先駆けて町民が誇れる奨学制度を改めて計画すべきと考えますがどうでしょうか。

最後に町長にこれまでの質問に対して、設楽町の基本的な姿勢と見解を求めたいと思います。

以上です。

町長 この奨学金制度ですとか、子供たちが学校へ通いやすい状況を作る、そうした

背景の中にこうした制度を設けて、公費を投入して子供たちが勉強をしやすい環境を作っていこうという姿勢は、町としても望んでいるところでもあります。また、そうした成果がでることに期待をするところでもあります。

言われるように、田口高校生だけにそうした特典を与えて、他の学校へ行く生徒にはそういう制度がないからその矛盾さが出てきて不公平感があるのではないかと。それは一律町民にとっては不公平ではないかと、こういう御指摘がされたけれども、私どもは決してそういうことは考えておりませんし、またやっている制度がそこに繋がるということにもあまり我々の意識はそこにはありません。なぜかという、やはり、この町で生まれた子供たちがどこの学校を目指して、また、学びたい専門知識に進んでいこうというそれぞれの選択肢を子供たちが持っていただけというのは当然のことですし、そのことに対する我々ができる援助、助成は行っていくということは等しく考えていきたいと考えております。

しかし、その中の制度上、将来に渡って我々はもう1つ進んでこの町に生まれて、育って、そして学校で学んでいただいて、将来はまたうちの町、生まれたところへ帰って来ていただいて活躍をしていただける、そういう人材を合わせて作っていく必要があるかと期待をするところです。

そうしたものを含めながら、こうした制度を使って、1つは奨学金制度ですかそういうものに特化する部分がありますけれども、このことが平等性がないということなら、また我々もそういうところに意識を持って考慮をする必要があると思いますけれども、ただ基本的な姿勢として、言われるような方向で格差が生じることをあなたたちがやっているのだよ、というような言われ方をすると、それはそうではないとお答えをするしかないなと思います。子供たちにとっては、そういうことが壁になって、弊害になって行きたい学校にも行けないんだということがあるとするならばそれは大きな問題ですが、私どもはそういったところに直接これが影響を及ぼすことになっているというふうには感じてはおりません。

しかし、今申し上げたように、子供たちがこれから選んで、学校に行く環境を整えていくための手法として充実を図ることについては惜しむところではありませんし、また、検討の余地も必要だなと思っておりますので、言われるようなことも踏まえながら、私どもは、町としても平等性をもって、皆がそうしたことを考慮に入れて確認ができる、そんな体制を作っていきたいなと、こんなふうに思います。

以上です。

3 加藤 町長から今答弁をいただきましたが、基本的なところで子供たちを支えようとする御気持ちはよくわかりました。

すみません、順番を間違えて申し訳ありません。1つ質問をし忘れていたことがあって、企画ダム対策課長にお願いしたいのですが、この金額、上限をどのくらいにするかというふうな金額の積算根拠はどこにあるのかということと、この

利用はどのくらい的人数が利用するのかを見込んでいるのかだけ、最後、数字でお答え願えればと思います。

企画ダム対策課長 この奨学金の償還の補助につきましては、現在の貸付制度で4年間借りて最大の免除を受けられるのが2分の1ですので、今現行3万円を12か月借りて4年間ですと、144万円になります。その2分の1ですので72万円。奨学金の返還期間は人それぞれ、30年かけて返還する人もいますが、補助年限を設けてその間を重点的に支援することとしておりますので、この72万円を仮に5年間で補助すると考えますと、72万円を5年で割ると60か月ですが、1年では14万4千円という金額になります。以上を根拠に年間の補助額の上限を返還した額の2分の1で、最大14万4千円としております。

田口高校卒業生に関しては、その2分の1を3分の2に補助するということで、今の計算式の144万円に3分の2を掛けて96万円、これを5年間で割って19万2千円ということで見込んでおります。

以上です。

3加藤 どれくらいの方がこれを利用されることを見込んでこれを設計されておりますか。

企画ダム対策課長 現在の状況を予測して、多くても年間5人程度かなということで見込んでおります。

以上です。

3加藤 時間がきておりますので。ただ、現在のものとほとんど変わらない予算で済むように設計をしていることがよくわかりました。本来それでいいのかどうかの根本から考えていただけるとありがたいなということをお願いいたします。町長からも答弁をいただいておりますので、ぜひともそうした視点で制度について検討を進めていただけることを期待して私の質問を終わります。

なお、大切な議会でありますので、私事でこのあと早退をさせていただきます。お許しください。以上です。

議長 これでは加藤弘文君の質問を終わります。

お諮りをします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは11時まで。

なお、ただ今加藤君のほうからお話がありましたとおり、親族の葬儀がありますのでこれで退席させていただくことを御承知置きください。

それでは11時まで休憩とします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時02分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番今泉吉人君の質問を許します。

4今泉 4番今泉です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたしたい

と思います。

私は設楽町の「設楽町の安心安全に暮らせる生活環境について」聞きたいと思います。

#### 1つ目、「新型コロナウイルスについて」

最初に最重要課題でもある新型コロナウイルスの感染症からお話しします。11月に入り第三波と言われている新型コロナウイルスの蔓延は、日毎に多くなっており、その感染者は、全国で、東京、大阪、神奈川、愛知は4番目の順番になっています。現在は愛知も1万人を突破しました。感染力は、クラスター感染が一番多くなっています。

ここ東三河でも豊橋、豊川、蒲郡など、毎日新聞で報道され感染者がふえています。昨日は豊橋が8件、豊川が1件、蒲郡が1件でした。

感染力は、濃厚接触者が一番であることはいまでもありませんが、感染経路不明もふえ、無症状の感染者がふえていることが懸念されます。

町長は、全員協議会の冒頭で感染防止策にあっては、町民に対し、新しい生活様式を推奨する話をいただき、気を引き締めなければならないと痛感しました。

感染防止は、三密を避け、部屋の空気の入替え、手洗い、消毒、マスクの着用など実施しなければ感染は治まらないと思います。これから寒くなり、インフルエンザの同時感染も心配されますが、これらは気温・湿度の低下でウイルスが活発になるといわれ、特に、コロナ、インフルエンザ、風邪などの症状は、一概には判断できないともいわれ、そこが危惧されます。

過日、したら設楽保健センター発行のビラが配布され、受診方法、発熱の症状がある方などの対処方法が記載されていました。何か症状が出た場合は、必ずかかりつけのお医者さんに電話連絡が基本であることはうたってありましたが、また電話の相談も平日、夜間、休日と判りやすく説明してあり、感謝いたします。

今のところ設楽町には、コロナ感染者がいませんが、油断してはいけないと思います。かかりつけのお医者さんもコロナとインフルエンザの判断が難しいとも言われています。その対策を考えなければなりません。設楽町には、新型コロナウイルスを絶対に入れないという合言葉を町民一人一人が持たなければいけないと思います。

特に、心配されるのが、エアロゾル感染であります。その定義は、世界的にも曖昧で統一された定義は、存在されていないようです。日本では、接触感染、飛沫感染、空気感染、媒介物感染という4とおりの方法で広がると見なしておりますが、エアロゾル感染は感染経路として定義されていません。要するに、認識が一致しているのは、咳、くしゃみ等で放出される大きな粒子は短い距離しか飛ばない、しかし、小さな粒子は長時間空気中に浮遊続け、部屋内に広がって空気感染に繋がるといわれています。従って、感染防止は、部屋の空気の入替えが大原則になるのです。よって、感染しないよう気を付けなければいけないと思います。

## 2つ目、「ヤマビル対策について」

これは毎回のようにお尋ねしていますが、今回もヤマビルの件でお聞きしたい。

ヤマビルは野生動物の繁殖で、その範囲も広大になり町民を悩ませていますが、本年7月に県、役場、森林組合の尽力でヤマビル研究会の谷重和さんを講師に招き、ヤマビルの生態現場調査並びに講演会をしてもらいました。そこで、ヤマビルの恐怖と駆除方法など体験しました。これは現在、苦しんでいらっしゃる神田、平山、和市、田口の一部の町民の皆さんに対し、ヤマビルの対処方法で大変進展したと思っております。ヤマビルは徹底した駆除方法がいまだに見つかっていませんが、町がこの講演会を肝に銘じ、その防除と駆除を積極的に取り組んでいることに対し感謝しています。なんとかヤマビルの被害にならないように気をつけたいものです。

## 3つ目、「農作物の鳥獣被害について」

本年は農作物が鳥獣害被害などで大幅にふえ、農家の皆さんがダメージを受けていることを聞いています。猟友会の駆除も限界がありますが、何とかしなければなりません。その被害は例年にない鳥獣のふえ方ようです。トマト、トウモロコシなどが被害にあい農家の皆さんが困っているのが現状です。これら被害防止に力を入れてほしいと思います。

## 4つ目、「道の駅したらの交通安全について」

道の駅したらは、令和3年4月にオープンする訳ですが、同道の駅の駐車場が少なく、その代替で南東側に南北に走る国道257号線沿いに、町が営林署から購入する敷地内に設楽町の防災拠点が出来上がるのですが、その駐車場を道の駅に来場するお客さん用の駐車場も兼ねることを聞いており、お客さんが国道を渡らなければなりません。現在は、横断歩道が設置されている訳ですが、国道でもあり、子供さん、年輩の方が渡るには大変危険と思います。そこで、ここに押しボタン式の信号機が設置されれば、通行危険度も大幅に減少し、交通安全に繋がると思います。折角出来る道の駅したらを盛り上げると共に、観光客等皆さんの命を守るためにも、安心安全に歩行者が通行出来るよう考えなければなりません。以上、町民の皆さんのために、安心安全に暮らせる生活環境以下4項目の質問をいたしたいと思います。

1、町民の皆さんが発熱など症状が出た場合、かかりつけのお医者さんに電話相談をする訳ですが、コロナ、インフルエンザ、風邪の判断をしてもらう場合、お医者さんの判断が曖昧であったら患者は不安になると思います。もし、新型コロナウイルスの疑いがあったら、PCR検査をしなければいけないと思いますが、かかりつけのお医者さんが検査出来ればいいと思いますが、出来ない場合、検査機関が遠くだと足がないと困ると思います。このような時、救急車の利用が可能か、それとも保健所に相談するか、陽性の場合の入院先をお聞きしたい。

先ほど、町長の冒頭で、入院先がこのたび、豊川グランドホテルに54の病室ができると言っておりましたが、ここに運ぶことについてもお聞きしたいと思いま

す。

2、新型コロナウイルス感染症について10の知識（厚生労働省）とチラシに記載されていますが、それは何か具体的に説明し、どのように気をつけたいかお聞きしたい。

3、ヤマビル駆除の忌避剤を町民に配布していると思うが、どのような方法で渡し、成果があったのか。また、ヤマビルは、野生動物が原因と思うが、野生動物の本年度の駆除状況を伺いたい。

4、ヤマビルは、乾燥、風通しの環境が有効であると講演会で理解できたが、ヤマビルが蔓延しているところに住んでいる町民の皆さんに対し、積極的に草刈等をするようお願いしなければならないと思いますが、町はどのように町民に説明し、そのための方策をどのようにすればいいのか、その知恵を伺いたい。

5、本年度は、農家の農作物がハクビシン、アナグマ、アライグマ、カラス、ハトなどの被害に遭い損害を受けています。この状況を町はどのように受け止めて防衛するか、その御知恵を伺いたい。

6、全員協議会において、防災活動拠点の駐車場に、道の駅したらにきたお客さん用の駐車場も兼ねる旨を聞いていますが、国道257号線を横切る場合、今は横断歩道がありますが、歩行者が横断する場合大変危険と思います。そこに、押しボタン式の信号機の設置を、警察、公安委員会に要望したらどうかと質問したのですが、その必要があれば考える、今のところ計画はないようなことを言われました。道の駅したらは、町長から設楽町の玄関口でもあり、盛上げていかなければならないと言われていることから、もし交通事故が発生すると、設楽町にとってイメージダウンに繋がると思います。そのようなことにならないためにも信号機の設置を検討する余地があると思います。設楽町の安心安全、生活環境の観点から、町長の姿勢をお聞きしたいと思います。

以上で1回目を終わります。

町民課長 それでは、町民課のほうから、最初の新型コロナウイルスの関係についてお答えいたします。

2つほどあったと思うのですが、まず1点目、「PCR検査における救急車の利用は可能か、それとも保健所に相談するか、陽性の場合の入院先は」という内容だったと思いますが。

検査のための救急搬送は基本的にありません。ほとんどの医療機関で10月からPCR検査用の唾液採取は可能となっていますし、その場でインフルエンザ検査と新型コロナウイルス抗原検査が同時にできる医療機関もありますので、まずは、かかりつけや身近な医療機関に相談してください。もちろん保健所に相談することもできます。陽性となった場合は、受診した医療機関で入院や療養先の施設を指定いたします。軽症の場合は自宅療養もあり得ます。

先ほど出た、豊川グランドホテルですけれども、こちらについては入院ではなくて療養先になりますので、無症患者、それから軽症の患者さんということで、

基本的には御自分とか御家族でそこまで行って療養していただくという話になりますが、例えば高齢者の一人暮らしとか、高齢者だけの世帯の場合は、そういった移動手段がない場合も想定されますので、そういった場合には例えばケアマネさんとかが入っているような世帯であれば、社会福祉協議会のほうと相談をしながら、町民課のほうでその対策を対応したいと考えております。

次に「厚生労働省の10の知識を具体的に」ということですが、最新で2020年10月時点の「新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識」というのが、厚生労働省のホームページにQ&Aという形で載っております。今回このアンサー部分を朗読し、説明に変えさせていただきたいと思っております。

1つ目、日本では、これまでに約96,000人が新型コロナウイルス感染症と診断されており、これは全人口の約0.08%に相当します。年代別では20代で最も多く、20代人口の約0.2%に相当します。

2つ目、新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化する人の割合や死亡する人の割合は年齢によって異なり、高齢者は高く、若者は低い傾向にあります。重症化する割合や死亡する割合は依然と比べて低下しており、6月以降に診断された人の中では、重症化する人の割合は約1.6%、死亡する人の割合は、約1.0%となっています。

3つ目、新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある方です。重症化のリスクとなる基礎疾患には、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満などがあります。また、妊婦や喫煙者なども、重症化しやすいかは明らかではないものの、注意が必要とされています。

4つ目、日本の人口値の感染者数、死者数は、全世界の平均や主要国と比べて低い水準で推移しています。

5つ目、新型コロナウイルスに感染した人が、他の人に感染させてしまう可能性がある期間は、発症の2日前から発症後7~10日間程度とされています。また、この期間のうち、発症の直前・直後で特にウイルス排出量が高くなると考えられています。このため、新型コロナウイルス感染症と診断された人は、症状がなくとも、不要・不急の外出を控えるなど感染防止に努める必要があります。

6つ目、新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、他の人に感染させているのは2割以下で、多くの方は他の人に感染させていないと考えられます。このため、感染防護なしに3密の環境で多くの人と接するなどによって1人の感染者が何人もの人に感染させてしまうことがなければ、新型コロナウイルス感染症の流行を抑えることができます。体調が悪いときは不要・普及の外出を控えることや、人と接するときにはマスクを着用することなど、新型コロナウイルスに感染していた場合に多くの人に感染させることのないよう行動することが大切です。

7つ目、新型コロナウイルス感染症は、主に飛沫感染や接触感染によって感染

するため、3密の環境で感染リスクが高まります。このほか、飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切替わりといった場面でも感染が起きやすく、注意が必要です。

8つ目、新型コロナウイルス感染症を診断するための検査には、PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査等があり、いずれも被検者の体内にウイルスが存在し、ウイルスに感染しているかを調べるための検査です。新たな検査手法の開発により、検査の種類や症状に応じて、微咽頭ぬぐい液だけでなく、唾液や鼻腔ぬぐい液を使うことも可能になっています。なお、抗体検査は、過去に新型コロナウイルス感染症にかかったことがあるかを調べるものであるため、検査を受ける時点で感染しているかを調べる目的に使うことはできません。

9つ目、軽症の場合は経過観察のみで自然に軽快することが多く、必要な場合に解熱剤などの対症療法を行います。呼吸不全を伴う場合には、酸素投与や炎症を抑える薬、ステロイド薬、それから抗ウイルス薬の投与を行い、改善しない場合には人工呼吸器等による集中治療を行うことがあります。こうした治療法の確立もあり、新型コロナウイルス感染症で入院した方が死亡する割合は低くなっています。発熱や咳などの症状が出たら、まずは身近な医療機関に相談してください。

最後10個目、現在、新型コロナウイルス感染症のワクチンについては、早期の実用化を目指し、国内・海外で多数の研究が精力的に行われています。通常より早いペースで開発が進められており、すでに臨床試験を開始しているものもいくつかあります。一般的にワクチンには感染症の発症や重症化を予防する効果があります。開発中の新型コロナウイルス感染症のワクチンが、実際に新型コロナウイルス感染症の発症を予防できるか、重症化を予防できるか等については、今のところわかっていません。一般的にワクチン接種には、副反応による健康被害が極めて稀ではあるものの、不可避免的に発生します。現在、開発中の新型コロナウイルス感染症のワクチンの副反応については、臨床試験等でどのようなものが起こりうるか確認されているところです。日本への供給を計画している海外のワクチンでは、ワクチン接種後に、ワクチン接種と因果関係がないものも含めて、接種部位の痛みや、頭痛・倦怠感・筋肉痛等の有害事象がみられたことが報告されています。

以上が10の知識となります。

産業課長 それでは、議員の質問のあった3番・4番「ヤマビル対策について」と、5番の「農作物の獣害被害について」と6番の「道の駅したらの交通安全対策について」説明をさせていただきます。

3番の「ヤマビル駆除の忌避剤を町民に配布していると思うが、どのような方法で渡し、成果があったか、また、ヤマビルは野生動物が原因と思うが、野生動物の本年度の駆除状況を伺いたい」という質問ですが、ヤマビルの駆除の殺虫剤は、今年度ヤマビル対策の試験用として新城設楽農林水産事務所からヤマビル用

の殺虫剤「ヤマビルキラー液剤」を1リットル入り50本をいただきました。この薬剤は10倍で希釈し散布するもので、1リットルですと、1平方メートル当たり100ミリリットルが必要ですので、約100平方メートル程度の散布が可能となります。

町は、県から頂いたヤマビル用殺虫剤を要望のあった行政区—神田区・荒尾区・和市区・平山区・小塩区・清崎区に配布いたし、不足分は町費にて購入し対応しました。

ヤマビル用殺虫剤の配布は、行政区で駆除が必要なこと・行政区において広域的にヤマビル駆除に取り組むこと・実施報告書の提出やヤマビル生息域の情報提供を条件として要望のあった行政区に無償配布いたしました。ヤマビル用の殺虫剤の散布により、散布場所のヤマビルが死んだことや、その後の調査では、ヤマビルの生存確認なかったため一定の効果があったと思っています。ただし、配布時期が7月下旬だったため短期的には効果があったようですが、長期的な検証ができておりません。これから検証が必要となります。本年度は、ヤマビル対策の取組みの第1段階として試験的な対策を実施しましたが、今後は更に対策を検討し、県の協力をいただきながら対策を実施してまいります。

令和3年度のヤマビル対策について検討途中ではございますが、その内容の計画の案につきまして御報告を申し上げます。県の「元気な愛知の市町村づくり補助金」を活用しまして、東栄町と共同でヤマビル研修会を開催いたします。また、ヤマビル用の駆除剤等の無償配布も行います。

続きまして、野生動物の駆除状況について御報告いたします。

本年度につきましては、4月から9月末の状況ですが、二ホンジカで、本年度480頭、昨年度は325頭で、現在のところ155頭の増加があります。会員に聞いたところ、コロナウイルス感染症の影響で自宅にてテレワークをしていたという声もあがり、夕方から駆除ができたということにより頭数が増えたのではないかと思います。それ以外ではサル、アナグマ、ハクビシン、アライグマとなっており、イノシシにつきましては、本年度捕獲数は45頭で、昨年度の捕獲数は110頭、その差は65頭と減少となっておりますが、6か月間の状況ですので、例年と同等になるのではと考えております。

今後も野生動物によるヤマビルの生息域の拡大防止のため、農林水産物の被害防止とともに引続き有害鳥獣の駆除事業を実施してまいります。

続きまして4番の、「ヤマビルは、乾燥、風通しの環境が有効であると講演会で理解できたが、ヤマビルが蔓延しているところに住んでいる町民の皆さんに対し、積極的に草刈等をするようお願いしなければならないと思うが、町はどのように町民に説明し、そのための方策をどのようにすればいいのか、その知恵を伺いたい」

今年度7月17日に奥三河総合センターで愛知県新城設楽農林水産事務所主催の「ヤマビル・マダニ対策研修会」を開催し、講師はヤマビル研究の第一人者で

あるヤマビル研究会の谷さんをお招きしました。ヤマビルの生態、生息域増加の要因、防除対策など大変ためになる内容でした。できるだけ多くの方に参加していただきたかったのですが、今回の研修会では、新型コロナウイルス対策のため参加者を限定させていただきました。来年度は、町主催により、より広く一般住民の方を対象に研修会をさせていただく予定でございます。この研修会に参加していただくことで、草刈りがヤマビル対策に有効であることが理解できると思います。

そして草刈り後のヤマビル用駆除剤の散布がヤマビルの生息域の低減にさらに効果がありますので、行政区からヤマビル用の駆除剤の要望を受けた折にもその都度説明をいたします。なお、地域を守る観点から計画的に集団で駆除をお願いしたいとの考えで、行政区単位を対象として、要望のあったところから優先的に補助を行っていきたいと思っております。

5番目の、「本年度は、農家の農作物がハクビシン、アナグマ、アライグマ、カラス、ハトなどの被害に遭い、損害を受けています。この状況を町はどのように受け止めて防衛するか、そのお知恵を伺いたい」

有害鳥獣による農作物の被害は、農業者に大きなダメージとなり耕作意欲も低下することが考えられますので、対策はとても重要だと認識しております。ハクビシン等を含む超獣害の被害につきましては、役場への被害も聞いております。その際には、猟友会にお願いして駆除を行っております。お聞きの被害がありましたら産業課まで御相談をお願いいたします。

獣害に対しまして、その大きさに応じた箱わなを仕掛けて駆除することが効果的な対策となります。駆除には狩猟免許を所持していること等が必要となり、設楽町では狩猟免許の取得や更新について費用を全額補助することにより、地域の有害鳥獣捕獲の担い手を確保するとともに、農林水産物被害の減少に寄与することを目的として、「狩猟免許取得支援事業」を実施しています。令和元年度では、新規取得者9名、更新者13名に補助をいたしました。本年度は10月末現在で、新規取得1名、更新者14名に補助をしております。また、小型の箱わなを役場で7基所持しており、申請により貸出ししています。狩猟免許のない方でも、猟友会等有害鳥獣駆除従事者に箱わなの設置を依頼することで貸出しすることが可能です。

次に、侵入防止による被害対策について御説明いたします。

農林水産物に被害を与える鳥獣が農地、林地等への侵入を防止するため、農林水産業を営む者が設置する鳥獣害防護柵等に要する費用の一部を補助することにより、鳥獣害の被害の防止によって生産意欲の減退をなくし、農林水産物の安定した生産を図ることを目的としまして「農林水産物鳥獣害対策事業」を実施しています。補助率は事業費の2分の1以内で限度額は5万円。2戸以上で実施する場合の補助率は3分の2以内で、限度額は一戸あたり5万円となっております。令和元年度では17件、本年度につきましては10月末現在で4件の補助を実施し

ております。

また、有害鳥獣の駆除に関しては、「有害鳥獣捕獲事業(町事業)」と、「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業(国事業)」により奨励金を交付など、猟友会と連携を図りながら被害対策を実施しています。今後も、獣害の種類や被害状況に応じてこのような事業の実施や猟友会との連携を図りながら獣害の被害防止に努めてまいります。

6番目としまして、御質問の、「全員協議会において、防災活動拠点の駐車場に、道の駅したらにきたお客さんの駐車場も兼ねる旨を聞いていますが、国道257号線を横切る場合、今は横断歩道がありますが、歩行者が横断する場合、大変危険と思います。そこに、押しボタン式の信号機の設置を警察、公安委員会に要望したらどうかと質問したのですが、その必要があれば考えるが、今のところ計画はないようなことを言われました。道の駅したらは、町長から設楽町の玄関口でもあり、盛上げていかなければならないと言われていることから、もし、交通死亡事故が発生すると設楽町にとってイメージダウンに繋がると思います。そのようなことにならないためにも信号機の設置を検討する余地があると思います。設楽町の安心安全の生活環境の観点から、町長の姿勢をお聞きしたい」ということですが、まず、産業課から説明させていただきます。

道の駅したらの交通安全対策ですが、信号機につきましては、町からも本年度当初に警察等にも問い合わせをさせていただいております。設楽警察署では、交通量を基に信号機の設置を判断しているので、現時点での交通量では設置は不要との見解でしたが、道の駅の開業によって交通状況も変わることも予想されることから、信号機の設置の検討は進めていただけるとのことでした。また、横断歩道で停止が守られていない状況につきましても、設楽警察署では、今後取締まりの強化をしていっていただけるという回答をいただいております。

以上で産業課の回答とさせていただきます。

4今泉 いろいろありがとうございました。

先ほども言いましたように、厚生労働省の10のあれですね。これは、本当にいい内容ですので、これをもう1回、今言った10項目を町民に対してチラシを配るようなことはできないでしょうか。

町民課長 お年寄りや何かだと、結構この内容がたくさん入っているので、絵とかが入って見やすいとは思いますが、何らかの形でまた周知するような方法を考えたいと思います。もうちょっとコンパクトにした形で。

4今泉 ありがとうございました。

それでは、コロナの関係についてお尋ねしたいと思います。

もし、不幸にもコロナに感染し、軽症又は無症状である場合、医師から入院先がひっ迫のため、自宅療養と宣告を受けた患者は外出も困難になると思います。そうすると食事の買出しなども出来なくなると思いますが、このような状況になったらどのような行動をするか、また食事面をどうするか町の定義を伺いたいと

思います。

町民課長 今実際にやってみえる自治体もあるのですけれども、食材を運んだりだとか、必要な物資を配達したりとか、そういうことを町でやったり、民間に町のほうが委託してやっているという例もありますので、そういった、感染者が出た場合ことについては、そういった方法を考えていきたいと思います。それから食事なんか作れない場合は、配食サービスとかで民間の飲食店さんにお弁当とか作ってもらっていますので、それを届けてくださいとまではいうことができないので、作ってもらったものをどういうふうに配達するのかということを考えていきたいと思っています。

4 今泉 ありがとうございます。最悪の場合、そうやっていただけると助かりますね。ありがとうございます。

続いてPCR検査についてお聞きしたいのですが、高齢者や基礎疾患がある町民がコロナウイルスの感染が疑われた場合、PCRの検査料金は自費で支払うか、それとも町がみるか。もし、自費だと低所得者の方は痛手を被ると思います。このような場合、どうしたらよいか、町の施策を伺いたいと思います。

町民課長 基本的に指定されている町内3医療機関もそうですし、北設の医療機関は全て愛知県から指定されていますので、そこのお医者さん、先生が検査が必要ということになれば陽性検査ことと一緒にになりますので、そうすれば御本人様の負担はなくなります。予防のためとかで検査するという場合だと、たぶん今のところ郡内の医療機関では予防のためっていうのはできないので、感染の疑いがあるということになれば、そういった取扱いになると思っています。

4 今泉 ありがとうございます。

それでは、ヤマビルの件で伺います。ヤマビルは、外気温が4度から活動し、35度以上、並びにマイナス5度以下で死滅するといわれています。農家は特に、雨上がりの20度から25度位が一番活動します。町は、町民にどのような被害対策と駆除などを今後進めていくかお聞きしたい。

産業課長 先ほど説明いたしました。まだ確立しておりませんので、殺虫剤を購入し配布することで、その成果を見てから今後考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

4 今泉 わかりました。それではそういうことでまた。私が今聞いた、昨年からずっと調べておるのですが、神田のほうの方で、冬場に撒く融雪剤がありますよね、融雪剤を撒かれて、たくさん撒くといけないのだけれども、軽く撒けば作物も影響なくして、ヤマビルが周りにいなくなるということを知っていますが、そういうようなことで、融雪剤を町のほうで町民に対して配るというようなことはできないでしょうかね。

産業課長 今、ヤマビルキラーを忌避剤というか、殺虫剤でそのものに効くということで渡しております。要望がそちらがいいということになればあれなんです、実際にそれに対する農作物とかの被害状況もあると思いますので、一概に何が良

いというところの判断がつかないものですから。それが良いということにその地区の方がなれば、うちのほうでもそれを御用意させていただいて無償で提供ということも考えますが、今のところ、ヤマビルキラーが効くというところで、専用殺虫剤ですので、そちらのほうで対処したいと思っております。

4 今泉 ヤマビルキラーというのは、だいたいいくらくらいするのですか、1本。

産業課長 1リットルのもので2千円程度となっております。

4 今泉 2千円程度というのと、カーマで融雪剤を買ってくるとやはり2千円くらいです。そうすると融雪剤をたくさん撒いた方が安上がりになると思うんですけどどうですかね。

産業課長 1リットルで100平方メートル撒けますので、融雪剤よりも安価だと思います。

4 今泉 カーマで融雪剤が2千円くらいだけど、例えば大量に仕入れる価格でおそらく1,200~1,300円になるのではないですか。そうすれば、その関係で、役場の方で仕入れをすれば、そのほうが安くなってたくさん撒けると思うのですがいかがですかね。

産業課長 しっかりした効果がある薬剤を提供したいと思っておりますので、今のところ殺虫剤としてはヤマビルキラーが一番良いのではないかとこのところ。建設課のほうで融雪剤を大量に購入しているのですが、1袋当たり1,500円程度になりますので、その差500円なのですが、撒ける範囲が融雪剤1パックでは、100平方メートルを撒くということが不可能だと思われまますので、安価なのはヤマビルキラーのほうだと思います。

4 今泉 はい、わかりました。

続いて、道の駅したらのところの押しボタン式の信号機についてお聞きしたいのですが、過日私も警察に行ってきました。道の駅したらの南東側ですね、あそこにどうしても押しボタン式の信号機をつければ、交通安全で死亡事故も発生しないだろうということで。今の状態だと、これから大分4月から入ってくると、土曜・日曜になればものすごくお客さんが来ると思います。そうすると、あそこを横断歩道で渡れるようになりません。その場合、大変危険になって、もしも死亡事故でも発生しちゃうと本当にイメージダウンということになってしまうと思います。

今、愛知県では信号機を1機つけると400万円から500万円くらいかかるみたいです。愛知県でも、信号機をいらぬところは撤去していると言っているのですが、いちおう警察のほうとしても、警察署長の判断ですよ、署長もあそこを1度検証すると。検証してその状況によって、土曜・日曜か、この1か月・2か月、どれくらいお客さんが来るかわかりませんが、それでやって、その状況によって前向きな姿勢でやってみたいということをお願いしました。そういうことで、設楽町としても、ただ口ではなくて書面で要望意見を出していただけると重みがあるということを言われました。そういうことで、そういう要望を出せるような

ことはできないでしょうかね。

産業課長 検討させていただきます。

議長 これで、今泉吉人君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議がないようですので午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時02分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番高森陽一郎君の質問を許します。

11 高森 失礼します。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

その前に一言御礼を述べさせていただきます。1日の日に、朝6時から3時過ぎまで、設楽町全消防団の隊員さんが必死になっておばあちゃんを見つけてくださいました。設楽町の人たちは、何回も何回もそういう山狩りをなさっているのでやはりすごいなと思いました。皆さんの御努力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

私の質問は2点でございます。

1つは、「設楽町地域防災計画と設楽町BCP(業務継続計画)について」

2番、「新型コロナ対策について」でございます。

BCPに入ります。

1 「設楽町地域防災計画と設楽町BCP(業務継続計画)について」

設楽町防災会議が平成29年2月16日に作成し、平成30年2月修正した設楽町地域防災計画には、原子力災害、地震災害、風水害等災害の3種類の対策計画が作成されております。原子力災害関連の記述は68ページで、浜岡原発や敦賀原発が事故を起こした福島原発より遠くに位置しているためと思われる。一むしろ、これは逆でした、近くでした。地震災害247ページもあり、風水害等災害が210ページとなっています。この計画書では対策本部は津具支所、設楽本庁となっています。道の駅を抱える名倉は対策本部の立ち上げの記述が無いのでお尋ねいたします。

①名倉の中心部に位置するアグリステーションなぐらは、災害発生時、誰がどこから駆けつけて、統括するのか。

2000年の東海豪雨災害発生時は、国道257号は稲武方面への国道が2か所も斜面の大崩落で、一時奥三河が陸の孤島化した記憶は生々しいものがあるが、道路事情で動けない時の対応についてどのような避難行動マニュアルが用意されているのかお聞きします。

②地域防災拠点として、入口の清崎防災拠点、出口のアグリなぐらをどのように運用したいと考えておられるのか。特に名倉地区について具体的な対応の説明

を求めます。

清崎地区には、奥三河郷土館が開館されると防災拠点の真向いに位置し、防災情報等の発信が容易となり、多面的な利用法が考えられる。他方、名倉地区には町職員が常駐する公共施設が唯の一つも存在せず、防災上も災害発生時も、田口から何処の防災拠点に参集するのかが何一つ記載されていないのは余りにも名倉地区軽視ではないかと思われる。

そこで提案したいのは、学童保育、あるいは子供センター的な公民館図書館を旧名倉保育園に設置して、町行政の隙間を埋めると言う案であるが、この際中央集権を改めて、地方分権をしてはいかがでしょうか。

③大規模地震の時は、多くの来訪者が足止めされる事が予想される。国道257号は、川向地区と稲武へ向かう中当地区での岩石の崩落が懸念されるが、職員の現場派遣等はどうのような方策を考えておられるのか。地元職員の有効な配置等、地区対策拠点の立上げについてどう考えておられるのか説明をお願いします。

2、「新型コロナ対策について」これは6月から何回も質問していることですが、いよいよ新型コロナが常態化し始めて全年齢に浸透し始めてきている。今迄無縁と思っていた奥三河にもこれから一気に浸透し始めると予想される。ウイズコロナで、これからの生活を締めていかなければならない事態に入っております。

特養や、グループホーム等、高齢者専門の施設は、コロナ1番乗りはごめんと身を削る思いで秋を乗り越えて、ほっとする間もなく第3次パンデミックに突入しようとしております。GO TO トラベルをしながら、経済活動を続けながら、感染経路不明のコロナと遭遇していかなければ社会的免疫を獲得できない厳しい状況に追い込まれてきております。設楽で1番目、北設で1番目—これは特に特養の職員さんがそう考えておられます、コロナになりたくないという住民の祈りにも似た気持ちをどのように考えておられるのか、一言お願いします。

①小学校で、新型コロナの影響で取り止めになった行事等はあるのかどうか。名倉小学校では、小さいですが修学旅行を予定通り実施したと聞いております。

②中学校では取り止めた行事はあるのかどうか。設楽中は学校祭を総合センターで行うと聞いているが、いかがか。海外派遣の見通しと代替事業の可能性について、またお願いします。

③冬休みの期間に大きな変更はあるのかどうか。

④卒業式、入学式は予定通り行えるのか。特に今年は、卒業式なし、入学式なしのような、宙ぶらりんで人生が始まっている方が多いので、この辺はしっかりと答弁をお願いします。

⑤やすらぎの里から新型コロナ関連で何か要望は上がってきていないのかどうか。

以上についてです。答弁よろしく申し上げます。

総務課長 それでは、総務課から防災に関する3つの質問につきまして、関連した内容でありますので合わせてお答えをさせていただきます。

まず、前段にありました、災害対策本部の設置についてであります。町内で災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めるときには役場本庁舎内に災害対策本部を設置いたします。ただし、本庁舎が被災するなどして使用できない場合には、代替施設として津具総合支所庁舎内に設置することとしております。津具総合支所は、代替施設としての通信等の機能を本庁舎同様に有しております。ということで、津具総合支所のほうが代替の本部になる理由でございます。

道路事情で動けないときの対応ですが、議員おっしゃるとおり、2000年の東海豪雨の時もそうでしたけれども、まずは情報把握に努め、国、県、事業者等と情報共有したうえで、対応方法をまず検討し、早期復旧に努めていくこととなります。

次に、アグリステーションなぐらと清崎貯木場跡地の防災拠点についてであります。国道257号が被災により寸断された場合には、両防災拠点とも道路利用者の一時受け入れとしての駐車場ですとか、一時避難場所としての活用を想定しております。さらに被害状況が甚大な場合は、自衛隊などの防災関連機関に応援・派遣要請を行うこととなりますけれども、そうした場合の支援部隊のベースキャンプスペースの確保や支援物資の中継・運搬の基地としての機能、それからヘリコプターによる空輸を想定したヘリポート機能などを防災拠点では想定しております。

清崎と名倉の両防災拠点とも、職員が参集して活動するという想定ではなく、支援部隊や一時的に避難する人など、多くの方が利用できる場所として活用することをまずは想定しております。ただし、災害がどのような形で発生しているかの状況により、活用方法は柔軟に対応していきたいと考えております。

名倉地区に町職員が常駐する公共施設がないので、旧名倉保育園に施設建設との提案ですが、これは、清嶺地域あるいは田口地域でも周辺部は同様の状況になっておると考えます。道路が寸断した場合には、孤立化する可能性がこの地域でも多いにあります。

また、行政の効率化とのバランスを保つために、今まで町職員の数も減少してまいりました。併せて現在、公共施設等総合管理計画では、人口減少を見込んだ施設管理を検討しているところであります。防災に関しては大変重要な施策でありますけれども、施設の設置に関しては、必要性に加え、管理体制それから関連する施策と併せて、慎重に検討すべきと考えております。

孤立化対策についてです。国道や県道など基幹となる道路は、改良工事や砂防工事などにより整備は進んできていますが、土砂災害警戒区域が非常に多い当町では、道路崩壊や地すべり等により道路が寸断され、地区が孤立することが懸念されております。特に国道257号線が被災した場合は、町民の生活への影響は計り知れません。被災の状況把握に努め、国、県などの道路管理者や土木事業者と協力して早期復旧に努めることとなります。

災害発生時は、どのような状況になるか想定が難しいものになります。ここで重要なのは、町民一人一人の備えになります。町民の皆様には、道路寸断等による孤立も想定し、その時の備えとして、水、食料、生活物資の備蓄を呼びかけるなど、災害に強いまちづくりに一丸となって進めていきたいと考えております。

以上です。

教育課長 御質問の2件目、コロナ対策の件について、教育委員会よりお答えします。まず、1つ目と2つ目、「コロナの影響で取り止めた小学校・中学校の行事等」について、まとめてお答えさせていただきます。

「感染拡大をいかに防ぐか」と「児童生徒の学習機会をいかに確保できるか」といった両立に向けて各校とも試行錯誤する中、活動内容を見直し、簡素化や時間短縮を図ることや、来賓等の出席につき精査し密を回避するといった方策をとりつつ、衛生対策を万全にとった上で実施することを目指しました。

そして、どうしてもそこがクリアできないものに関しては中止という選択をする、というのが基本的な考え方です。具体的には、町民や他の地域の児童生徒らとの接点が多いもの、それから都市部からの講師を呼ぶなど他エリアとの接点が多いもの等が挙げられます。例を挙げると、別の主催者が中止決定したものも含みますけれども、東三河とか県の中学校体育大会、中高一貫サマーセミナー、へき地芸術教室、都市体験学習、町民音楽祭、愛知駅伝大会などです。

なお、田口小と名倉小は、10月の修学旅行について、感染状況を注視し、実施直前ぎりぎりまで行けるかどうかの判断を引き延ばしていたところでもありますけれども、当時は今に比べ比較的安定した状況であったということもありますけれども、現地の情報収集を詳細に行うなど細心の注意を払いつつ実施をしまして、無事終了したという経緯があります。

設楽中学校の学校祭は、会場を奥三河総合センターへと移しますが、これは校内の各教室を使うより密を回避できるという判断によるものです。

一方、中学生海外派遣事業の中止に関しましては、9月の文教厚生委員会でもお答えしておりますけれども、熟慮を重ねました結果、中止の判断をしております。代替事業については、交流事業であるという趣旨を踏まえつつ学校側とも協議しましたがけれども、結果的に設定はできませんでした。この事業について次年度実施の見通しなのですけれども、国内外のこの状況は当面収まらないと見込まれますことから、実施の時期をできるだけ後半に送るということで11月実施として計画し、事務を進めているところであります。従来の内容を一部見直すことも含めて検討しておりますけれども、諸般への影響も考慮しまして、来年2月には事業実施の有無を決定したいと考えております。

3つ目、「冬休み期間の大きな変更について」です。

このことについては、従来同様に12月24日から1月6日までを予定しております。現時点では特別な見直しは想定しておりません。

4つ目、「卒業式、入学式の実施について」です。

今春は学校休業という異例の事態の中、登校日という形で来賓に御遠慮いただくなど密の回避、それから時間短縮等の措置を取りつつ実施をさせていただきました。来春は、何の気兼ねもなく晴れの日を迎えたいところでもありますけれども、現在のような状況が更に加速するようなことがあるならば、命を守る対策を施さざるを得ない、と認識しております。

以上、こうした一連の行事实施も含めた学校の適切な運営と、児童生徒の命を守る取組について、引き続き感染状況や国・県の動向等を注視しながら進めていきたいと思っております。

なお、5つ目の「やすらぎの里からのコロナ関連の要望」についてですが、担当の町民課さんに確認したところ、特にあがってきていないということでしたので、併せてここで報告させていただきます。

以上です。

- 11 高森 ありがとうございます。それでは、第1番の2000年の東海豪雨の関連ですが、このとき、例えば名倉地区在住の職員さんはどんなふうになされたか、その辺は。例えば本部、要するに庁舎に全員参集したとか、あるいは名倉地区で集められる人はその地区で集まって情報収集したとか、その辺の経緯はいかがですか。

総務課長 当時私はそちらの担当ではありませんけれども、当然非常配備、本部設置で名倉の職員も一旦は本部のほうに集合、で、そこから被害状況等を把握しまして、特にあのときは稲武地区に近いほうに雨が多かった、で、そちらで危険箇所も若干でておって、そこに消防団を依頼しながら対応しておった。そのような状況であったと思っております。

- 11 高森 地域においては非常に情報が入りにくい、特に防災無線も断線したりとか、そういうのがありますので。そういうときに、具体的に地区本部みたいな、場所によって情報を即座に地域に流せるようなそういうシステムというのは、このとき何か考えて、今後のモデルにするようなことは考えられたのでしょうか。

総務課長 現在、システムとしてそういったものがあるかということ出来上がっておりません。が、危険な状況になると、地域のそれに関連する方は、例えば区長さんであったり、また直接役場であったりに連絡が入ります。それに対して役場が派遣できる方法を検討しながら対応をしておる、そういう状況であります。

- 11 高森 たぶんこれから災害はかなり大きな規模になるような気がしますので、ある程度、本庁に行かなくても、その地域で被害状況を把握して危ないと思ったときは、地域防災拠点とかそういうものを即座に作り上げて、地域の安全を確保する、そういうふうなネットワーク作りはこれから必要かと思うのですけれども。今のところ、今までどおりでなんとか対応できるという形の答弁だったので。それでできればいいと思っておりますが、国道257号という、非常に長い動線である、しかも危険の多い国道ですので、それなりに2重、3重もの拠点で対応できるような、即効性のある動きのできるような職員の配置ということを、これからやっぱり考

えていく必要があると思うのですが、今までどおりでいけますか。

総務課長 状況を見ながら判断してまいりたいと思っております。ただし、職員を散らすと、その場所の人数が減るということも関わってまいります。必要な場所に必要な人数を派遣するという考えも必要かと思っておりますので、これから状況によって、必要であればそういう考えをしたいと思っております。

以上です。

11 高森 例えば大地震というのは普通の経済活動をしている間に起きることが多い、そういうときに国道257号でたくさん往来する車が突然止められて立ち往生する、そういう状況が発生します。そういうときに自衛隊を頼むのは当然でしょうけれども、それは被害が甚大の場合で。設楽町として対応をできる、そういう部分もあると思うのですが、そういうときの拠点として、さっきいった清崎とかアグリステーション辺りは非常に重要なポイントになると思うのですが、そういう重大災害のときの2大ポイントの活用法というようなマニュアルは作成されているのでしょうか。

総務課長 現在はまだマニュアルまではできておりません。これから検討してまいりたいと思っております。

11 高森 ぜひぜひ、検討をお願いします。

それでは次、教育関係に移ります。今年はほかの地区では随分悲しい事件がありました。卒業式がない、入学式がない。だけど、設楽町は幸いなことに、非常にコンパクトですが人生のけじめけじめをうまくできました。その形でいけば、今年もおそらく卒業生、それから入学生に関しては、来年胸を張って登校できる、そういうような状況が考えられるのでありがたいと思っております。

その中で先ほどもありました、中学対校とかそういう町外の人たちとの交流がなかなか今厳しい時期ですので、そういう無理な活動はやめるとしても、設楽町にあります中学の海外派遣等、これは例えば今、リモートでいろんなデバイスとか装置があって、私らも結構タブレットで中国と通信はしているのですが、そんな形のタブレット通信みたいな、そういう、例えば実施する10月とか11月の前に4月・5月・6月にそういう通信を再開して現地の人たちとの交流とか、そういうふうな、画面によるリモートによる交流というのはお考えでしょうか、教育課長さん。

教育課長 はい、そういった機器の導入もしておりますので、いろいろな授業の一環としては可能だと思います。ただ、現地と逐一連絡調整しているところなのですが、あちらはこちら以上に状況が厳しい、それから学校運営も本当に今いっぱいいっぱい、教育委員会も具体的な調整をする以前の基本的な部分をやるのが精一杯だというような状況であります。そういう中で、そういうところに時間を割いていただけるかというのがありますので、そのあたりの状況を見ながら、効果的なやり方を考えていきたいと思っております。

11 高森 それでは、慎重にお願いいたします。このまま行けば、おそらく冬休みもほ

とんど変更無くって、新しい年を迎えるという形になると思うのですが、その中で、子供さんがそういう現在の姿に慣れてしまって、「こんなのならば、コロナは平気だ」と、そういうふうな安易なことにならないように、学校での一段の引締めというか、学校生活、それから家庭生活で自分たちが何をすべきか、手洗いすべきかとかありますけれども、その辺の確認をしっかりと、これからもう1回、家庭生活のマニュアルといいますか、そういうものを作成して、健康の管理をしてもらう、そういう教育プログラムをもう一度念押しできませんでしょうか。

教育課長 ちまたでは「コロナ慣れ」なんて言い方もあると思いますけれども、そういう形に学校の中ではならないように、先生方は常日頃本当に一生懸命やっただいておりますけれども、そういう意識的な部分についても引き続き、更に引き締めていただくようにやっていただければと考えております。

11 高森 最後になります。町長どうですか、こうして無事、ある程度大きな山場を迎えて、第3波ですが、私たちはなんとなくこれはうまくクリアできそうなそんな雰囲気をお持ちですか、いかがでしょうか。

町長 こうしたコロナ禍によって、日本全国一律、そして世界まで蔓延をしてきて感染拡大という現状があります。そうした中で、我々愛知県の中でも、特に我々の町は発症者が出ていないということで、これはやはり、町民の一人一人の皆さん方の感染防止への意識の高まりだと。そして、それに伴うところの日常生活のそうした感染防止に対するいろいろな分野でのきめ細かい措置がされている、そうした結果ではないかなと思っております。

しかし、いつも申し上げるわけですが、だからといって私の町では発生しないんだという保証は何もないですし、可能性としては、非常に他の地域と一緒に非常に危機的というか、危険な状況にあることは間違いないと認識しております。そうした中で、今後ともこうした状況を維持し、そしてコロナの感染にかからないように努めなければならないというのは本当に町民をあげて、そして個々で、一人一人がそういった感染防止に対する意識というものを継続的に持ちあわせていく、それが大事なことだと思っております。そういう中で、学校ももちろんですが、それぞれの家庭、そして職場、それぞれのポジションでそういったところへの防止意識を高め、感染に向けてなんとかゼロを維持していけるように努めていければと思っておりますし、それに向けて、町といたしましても引き続き継続して町民の皆様方にそういった協力、また意識の高まりというものをお伝えしていきたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

11 高森 町長の強いリーダーシップの下、大きな災害をクリアし、そしてまた今襲ってきているコロナをなんとかクリアして、設楽町は、やはり知恵と力をもって、北設をしっかりと支えるという気概をもって行政に携われることを願ってやみません。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長 これでは、高森陽一郎君の質問を終わります。

---

議長 次に、6番金田文子君の質問を許します。

6金田 6番金田文子です。通告に従い一般質問をいたします。

まず、1「新型コロナウイルス感染症の設楽町における影響と今後の対策について」伺います。

新型コロナウイルス感染症、以下、コロナと略します。コロナが、大都市を中心に急激に拡大しています。更に地方への拡大が懸念されて、国の経済対策であるG0 T0事業も見直しを迫られました。国や県レベルで対策が検討されていることは毎日報道されており、日々変わる対策を垣間見ることはできます。ここ愛知県においても強い注意が寄せられ、マスクを使うことや3密を避けることに心を配る毎日です。

設楽町においては、ここまで住民に感染が現れていないことは幸いです。町民の皆様はじめ、関係機関の皆様の感染予防に対する御努力に感謝と敬意を表すところです。ありがとうございます。

さて、設楽町におけるコロナの影響はどのようなものでしょうか。住民の暮らしの安全・安心を担う町当局におかれては、コロナの影響を日々注意深く情報収集され、状況を把握していることと拝察します。今回は、経済面の影響を中心に、5項目、質問通告しています。根拠となるデータ資料の提出も可能な限りお願いしてありますので、客観的な分析をもとに御答弁ください。

①商業、工業分野での影響はいかがでしょうか。製造業、商工業者様の売上げ減少の状況とその対応について御説明ください。

②農林水産分野の町内の事業者様にはどんな影響があり、その対応はどのようなになりましたか、御説明ください。

③項目①、②による、町の税収への影響、特に税収減の予測はありますか。

④外出自粛等による高齢者の心身の機能低下、フレイルの進行が懸念されていますが、町内の現状はいかがですか。

⑤商工分野、農林水産分野、町税の徴収に係る分野、高齢者等の健康維持の分野、各分野の今後の町の支援策について説明をお願いします。

続いて、町の経済の活性化に関わる質問です。

2「設楽町にある優良な産品や事業の販売促進、及び創出に係る支援施策について」伺います。

町長は、ブランドの創出を提唱しておられました。「設楽町にはこんなものがあります」「こんなことができますよ」と言えることは、町民の皆様が町に誇りを持てる大切な事柄です。内外に認知される名の通った産品や活動を生み出すのは、主体的な町民の行動に掛かっています。しかし、行政が磨きをかけさらに良くしていくブラッシュアップを後押しすること、流通経路の開拓を支援すること、町をあげて継続的にPRしていくことをしていかなければ創り上げることはでき

ません。町長が提唱されたことは、設楽町経済の活性化にとってとても重要なことだと考えます。設楽町内において、今ブランド商品・事業と呼べるものは何でしょうか。また現在、その種になり、芽を出していけるような商品開発は行われているのでしょうか。このことにつきまして、5項目質問通告しました。

①設楽町にあるブランド商品、名の通った銘柄として内外に認知され流通している製品・事業等にはどんなものがありますか。

②ブランド開発中のものはどれくらいあるのですか。その支援はどんなことをなさっていますか。

③町民の方が事業を新しく始められる創業の支援策において、専門的なアドバイスが継続的に得られる仕組みはありますか。

④コワーキングスペースの計画があるとお聞きしました。いつ、どの部署で具体化するのですか。

⑤町の政策として、現在も今後も設楽ブランドの創出を積極的に支えていくお考えに変わりはありませんか、町長に伺います。

最後に、3「人材不足分野の人材確保の施策について」質問します。

設楽町の人口構成の推移を鑑みると、人材不足が最大級の課題となります。今後どうしても必要な分野、とりわけデジタル分野、介護分野の人材不足を懸念しています。人材確保の施策について質します。

①デジタル分野の勉強会が、11月18日に開催されました。愛知県ICT政策推進監吉田弘毅様の講演は、行政職員、議員等が共通の言葉でコミュニケーションできる大きな助けになり、有難いことでした。情報分野の人材不足を補う取組のヒントも示されていました。設楽町で具体化するために、どのような仕組みや人材を確保するお考えか、予定を聞かせてください。

②ケア人材の確保が経年的に課題となったままです。ヘルパー養成講座を開催したり、何度も募集をかけていたりしますが、なかなか応募がないと聞いています。介護現場を支えるヘルパーさんの確保について、抜本的な対策が必要だと想定するところです。これまでとは違った対策の検討は始まっているのでしょうか、お聞きします。

以上で、一回目の質問を終わります。

産業課長 それでは産業課から、何点かの質問に答えさせていただきます。

まず第1番目の質問で、「新型コロナウイルス感染症の設楽町における影響と今後の対策について」というところで、①「製造業・商工業者の売り上げ減少の状況と事業者の対応について」を説明させていただきます。

商工会等に確認させていただいたところ、5月に会員向けアンケートを行ったとのことで、状況について確認をいたしました。95名の会員からの回答があり、そのうち売上げの減少があったが会員は約半数の48会員で、そのうち50%以上減少があった回答があった会員の方は15会員、30%~50%の減少では11会員、10%~30%での減少は12会員、10%未満の減少は10会員でした。5月のアンケ

ートでしたので、緊急事態宣言解除後につきましてはデータがございませんが、夏は例年以上の売上げがあったところの話も合ったという話を聞いております。

なお、事業者への対応といたしましては、9月で申請が終了した協力金や、現在、申請の受付中の持続化給付金の上乗せ分、法人では50万円、個人では25万円などを行っておりますが、今後も商工会などと意見を聞きながら対応していきたいと思っております。

続きまして、②「農林水産事業者の影響と事業者の対応」につきまして、説明させていただきます。

農林水産事業者につきましては、愛知東農協に確認しましたが、お茶、牛肉等に影響があった。林業では材の価格が下落し流通が止まってしまったようでした。また、愛知県淡水漁業協同組合では、出荷したものが返品となり、在庫がふえ、売上げが減少したとのことでした。

事業者の対応としましては、農業者でも持続化給付金上乗せの申請があがってきている事業者の方があり、先ほど商工業者でもお答えしましたが、持続化給付金の上乗せ補助を行っております。

財政課長 続きまして、③「町の税収への影響(税収減の予測)」についてお答えします。

町内の製造業や商工業者の売上げの減少の状況や、農林水産事業者への影響は産業課長の答弁のとおりですが、町の税収へ影響については、結論から申しますと、減収はあると見込みますが、それがどの程度かということについては、現時点ではおおよそこのぐらいだろうということ御理解願います。

町税のうち、個人町民税及び法人税のうちの法人税割で減収が考えられますが、個人町民税は、少なくても100万円前後、多くても200万円まではいかないと見込んでおります。年金受給者や公務員は現在まで殆ど影響がないこと、また、建設業ではダム事業を始めとする公共事業等により業績は好調と考えられます。飲食業や旅館業の方が一番影響があったと思われませんが、来年2月から3月の町県民税の申告受け、その後の賦課事務後でないと実際の影響額は数字として表れませんし、影響の度合いも個人個人で違うため、一律に何%減という見込みは難しいと考え、主立った飲食業や旅館業の方の令和2年度分町民税の合計額が200万円強であったため、その半分程度を見込んで冒頭の金額としております。

なお、持続化給付金を受給するためには、収入の減少が条件となっておりますが、1か月の売上げでの比較であること、一時的ではあるものの回復基調にあったこと、さらに、この給付金は国費分と町単独分を合わせると、法人の場合最大で250万円、個人でも125万円の事業所得となり、その他休業協力金などもあることから、ある程度の収入はあるとの推測も含まれています。

因みに、令和3年度の予算計上は、前年度の一人あたり所得割額に現年の納税義務者数を乗じて算出していますが、人口減少等に伴う納税義務者数の減少により1千万円程度の減収を見込んでおり、こちらの影響の方が大きくなっておりま

す。

また、法人税割については、予定納税があること、また決算月がバラバラであることから、歳入予算も前年度の法人税割額全体を基礎として見込んでいます。また、法人税割は建設業などが納税者数も金額も多く、飲食や旅館業で該当するのは数社であること、持続化給付金等の収入があることなどから、数十万程度の減収に留まると見込んでおります。

因みに、令和3年度当初予算では、税率が6%に下がったことの影響はあるものの、ダム事業等に伴う法人税割の増収が見込まれるため、全体としては若干の減少を見込んでおります。

以上です。

町民課長 町民課のほうから、④「外出自粛等による、高齢者のフレイルの進行」についてお答えします。

まず、介護認定を申請された理由の中で、こういった外出を自粛したために運動不足になったり、人とのコミュニケーションがとれなくなっちゃったので、という理由で申請された方は今のところありません。

フレイルは要介護前の状態をいいますので、その状況を把握するためには、ケアマネさんが入っていないような高齢者一人一人と面接をしたり、アンケート調査などを行うしか方法はありませんので、これらをまだ実施していない今現在、データ資料はございません。今後、民生委員、社会福祉協議会、生活支援コーディネーター等と連携して、状況把握に努めたいと思います。

また、令和3年度介護保険の地域支援事業の中で、要支援・要介護を受けていない75歳以上の高齢者に対して、フレイル等をチェックする基本のチェックリストを作成・送付して、その結果によって支援を要する方を早期に発見し、ケアする新規事業を実施する予定で、こちらのほうは当初予算にも計上し、東三河広域連合のほうにも予算要求を行ったところでもあります。

次に⑤「各分野への今後の町の支援策」ということですが、基本的に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、各分野への支援を継続して行います。依然、終息の兆しが見えず、長期戦になることは確実視されていますので、翌年度へ繰り越して行う事業の区別をしっかりと行い、予算措置いたします。臨時交付金の第3次配分が年度末になるという見込みとの通知が県から来ております。分野を特定した新たな臨時交付金の制度開設もあるようなので、県等を通じた情報収集に努めてできる限りの支援を講じたいと思います。

今現在、地方創生臨時交付金のほうに30項目の支援事業を計上して、2次の交付金の申請を行ったところですので。その30項目をまとめて言いますと、感染症の予防に関する事業、それから経済支援、それから高齢者施設、それから高齢者の生活の支援、子育て世代への支援、それからリモートなど情報の関係、それから防災事業、あとは教育ですね。町が行う事業全般で、コロナ対策にできるといったようなものは全て網羅したつもりでおります。今後も状況を踏まえて3次の申請

に臨んでいきたいと考えております。

以上です。

産業課長 それでは続いて、2番の「設楽町にある優良な産品や事業の販売促進、及び創出に係る支援施策について」①から説明させていただきます。

設楽町にあるブランド商品の説明ですが、地域住民や、町外の店舗等で流通しており生産性の高い商品では、関谷醸造の日本酒や、愛知県淡水漁業協同組合の甘露煮や絹姫サーモン、ルネッサンストマトなどのトマトや天狗ナス、五平餅や段戸牛、ジビエ製品、設楽町木材、毎年食味コンクールなど表彰のあるお米、シクラメンといった花き、といったものになると思います。

また、これからの商品といたしましては、メイプルシロップがあると思っております。

②「ブランド開発中のものはどれくらいあるのか。その支援は」ということなのですが、平成24年度から平成27年度にはブランディング調査において、設楽町の産品を豊橋や名古屋方面の都市部のホテルやレストランへ繋げまして、設楽町産品の認知と販路の拡大を図りました。引き続き現在でも、アークリッシュ豊橋やキャスルプラザ等でご利用いただいております。現在は、観光資源活性化補助金としまして、新製品の開発や販路拡大に対する補助金の創設を進めています。

③「町の創業支援策において、専門的なアドバイスが継続的に得られる仕組みはあるか」との質問ですが、現在の町の支援策といたしまして、起業チャレンジ支援事業補助金がございますが、これまでは、審査を行い交付する形でした。今後はより踏み込んで、起業者へのアドバイスができる仕組みづくりを整えていきます。また、奥三河では奥三河雇用創造協議会や奥三河観光協議会、愛知県山村振興室が相談や起業塾の開催などで支援をいただいております。

以上です。

企画ダム対策課長 それでは、企画ダム対策課から④コワーキングスペースについての質問に答えさせていただきます。

現在考えているコワーキングスペースの整備につきましては、来年度から試行的に企画ダム対策課で検討、整備し、運用を行いたいと考えております。

具体的には、公共施設の空きスペースを利用して、現在企画ダム対策課で支援しているスモールビジネス研究会「DARA Works」や地域おこし協力隊の拠点、高校生の勉強場所など、多様な活用方法が期待できると思っております。来年度につきましては既存の場所で、まずは既に動き始めている組織等で活用しながら本格的な整備について今後研究していくことを考えております。

以上です。

産業課長 続きまして、産業課から説明させていただきます。⑤「町の政策として、現在も今後も設楽ブランドの創出を積極的に支えていく考えか」というところになります。

町といたしましてもブランド創出をしていきたいとは思っておりますが、ブランド化には定義を明確にし、ブランドを維持していくためには生産体制も維持や信頼性が必要となります。田原市などではブランドの開発に積極的ではございますが、生産量も全国1位であり、過疎化の厳しい設楽町では、消費者の信頼性や生産性を維持できることは極めて困難になってきています。

設楽町内では、皆さん御存じの関谷醸造や、全国シェア80%の愛知県淡水養殖漁業協同組合は設楽町のブランド力のある事業者様です。

こう見ると、ある一定数の生産性は必要となります。また時代の流れに乗り遅れないことや先見性が必要となります。これからもブランド構築の後押しをしていきたいと思っております。

また、道の駅したらでもイメージブランドとして、お酒など含め、お米をメインに売出しをしていきます。

以上です。

企画ダム対策課長 それでは企画ダム対策課のほうから、3「人材不足分野の人材確保の施策について」の①「デジタル分野」についてお答えさせていただきます。

議員の皆様にも参加していただきました、11月18日に開催の吉田氏の講演会、また、総務省の制度を使って、11月11日、12日の2日間で現地に派遣していただき、アドバイザーからの話を聞いたところであります。

そして、この話を聞いて北設広域事務組合が所管するインターネット網に関して、専門的な知識を持った人材を配置できれば良いと感じたところでありますが、北設広域事務組合に専門的な知識、スキルを持ち合わせた職員を採用、また常勤させる事が出来れば一番ですが、これにはいろいろな条件が整わなければ難しいことが予想されます。

しかしながら、設楽町としても専門家による視点は大変重要であると考えていますので、今後は北設広域事務組合が主体となって、北設3町村で検討し、国が用意している様々な制度、例えば内閣府や総務省所管の様々な制度がありますが、こういった制度を積極的に活用して今後の更新、整備に取り組んでいこうと考えております。

そして、こうした制度を活用することで、北設広域事務組合のプロパー職員を育てていけたらと考えております。

以上です。

町民課長 ②「介護現場を支えるヘルパーの確保についての、抜本的な対策の検討について」です。

午前中もお話が出ておりました、東三河広域連合介護保険課が今策定作業を進めています。第8期介護保険事業計画の中で、特に北部圏域の重要課題として捉えまして、その対策について取り組むこととしております。

これまでは、議員おっしゃられたとおり、研修への参加費の助成とか、研修の開催とかということをやっていたのですが、全然抜本的な対策になっておりませ

るので、外国人の研修生も含めた、専門学校とかにも呼びかけたりするなどして人材を確保する。それから、北部圏域の場合は高齢のヘルパーさんが結構いるのですが、まだまだバリバリでやっていただいておりますが、賃金などが安いという問題等もありますので、そういった、今一生懸命やっていただいているヘルパーさんをどういうふうに引き留めるか、引き続きやっていただくかということも含めて検討するように。

それから同じ介護保険料を払っていても、受けるサービスが選択肢がないという北部圏域の非常に不利益がありますので、そういったことも含めていかに人材を確保してサービスの多様化を図るということを検討している最中であります。

6 金田(文) 未来にというか、来年度に関わるようなこととか、数年後にかかわるようなことなので、やっていただけるというお返事ばかりでしたので、みなさんを信頼しているので安堵はしているわけですが。通告書にも書きましたように、データを、今までいろいろ数字も述べていただいたのですが、今ここで聞いただけでは全くわからないので、忘れてしまうというか抜けてしまうので、データのまとめたものがなければ今日の答弁で結構ですので、今日帰るときまでにコピーをいただきたいと思います。まず、その点1点お願いしておきます。

それから、続いていきます。各分野への事業者様や高齢者への支援についてもお話いただきましたので、スピード感をもってぜひ対応していただき、コロナ対応の地方創生臨時交付金、これの活用についても30項目にわたって準備ができていくということなので、それについてもぜひぜひスピード感をもって進めていただきたいとお願いします。

ですが、現実にはまわしていくために借入金をたくさん借りたという事業者さんもいらっしゃるって、数百万円にのぼる借入金があって、このあと取り返せるのか、というようなことをとても心配していらっしゃる方がありました。具体的にどのように助けたらいいかということをお聞きしたのですが、「もう全国的でもあるし、町内みんなでもあるので、うちだけがそんな何か助けてということは特には言えないですが、現実はとても厳しいです」とおっしゃっていたので。どうか、その方々に寄り添う支援、いちいち全部の事業者さんを訪ねることはできないかもしれないですけども、なんとかみんなで手分けして、じかに聞いてあげられるような、寄り添う支援をぜひお願いしたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。お答えをお願いします。

まず、ではここだけ、1番の項目についてのことだけでお願いします。

産業課長 商工会等、設楽・津具商工会、両方ともと話し合いながら進めていきたいと思っております。状況等、しっかり把握しないと何分支援できませんので、そういうところをしっかりと両商工会と話し合いを進めていきますので御了承ください。

6 金田(文) はい、わかりました。商工会との連携は当然期待しているところですが、もしかしたら商工会に加入していらっしゃる方もあるかもしれませんので、その辺はぜひ役場のほうで目こぼしのないように、そういった方こそ困っている

かもしれませんので、目を配って、心を配っていただきたいと思います。お願いしておきます。

では、次に移ります。ブランド創出についてのことですが、もう既に企業努力でブランド化されているものに対してお話がありました。日本酒とか、甘露煮とか、トマトとか、天狗なすとか、木材とか、お米とか、花き類とかいろんなことを言われましたが、やはり産業課長がおっしゃるとおり、生産者さんの数も昔に比べて少なくなりましたし、量の点では、とても田原とかと比較するわけにはいきません。ですから、量より質とか、特徴で勝負するしかないと思いますので、この辺のことをもう少し、いわゆる一般的な、たくさん大量に売るブランド品ではなくて、設楽町にしかないよ、という付加価値を特にコマーシャルしていただくように、継続的にPRしていただくようお願いしたいと思います。

例えば、日本酒、一番有名かもしれませんが、日本酒にしても、全国で比べるとそんなに有名なわけではありません。例えば外国とかに行くと、もっとすごい有名な日本酒がたくさんあつたりしますし、中部地方じゃないところに行くと関谷醸造さんのことを知らないという地域もいっぱいありますので。どうか、町をあげて継続的にPRし、後押しするというような姿勢を保ち続けていただきたいと思いますが、この点についてのお考えはいかがでしょう。量より質、個性、ということで売っていくということへの支援についてもお願いします。

産業課長 少量でもというお話ですが、あまり少量だと、やはりブランドとして消費者の方が欲しいといっても手に渡らなくなりますので、ある程度の一定数は必ず必要だと思っております。

そのほかにつきましては、お酒とかのブランド戦略につきましては、どういう支援が一番いいのかという、ある程度物があって、売っていくためにはどうしたらいいのかということにつきましては、先ほど関谷さんのお酒もありましたけれども、関谷さんとも話しをしながら、また淡水さんも一定数ありますので、淡水さんとも話しをしながら、どうしていくのか、どういう支援が必要なのかを話し合いながら、支援できるところはしていきたいと思っています。少量についても、支援できるところについては支援をやっていくという考えはございます。ただ、話を聞いてどうできるのかということを確認にしてやっていきたいと思っておりますのでお願いいたします。

6 金田 課長1人とか、担当者数人ではなかなかできることではないので、わかりました、としかお答えはできないのですけれども、町民のみんながPRすることもできると思いますので。設楽町の、こういうものを今町は力を入れて応援していこうよ、みたいなことを広く考えてください。役場だけでやるのではなくて、町民をあげてコマーシャルできるような、自慢できるような方向を考えていただきたいと思います。

今、商品というのかな、お米とか木材とかそういう品物についてのお話が出ましたが、WRCはよそが主催していますが、戸上さんたちがやってくれたオリエ

ンテーリングフェスみたいな、ああいうものも、設楽町ブランドとして育てていくことができると思いますので、ぜひ狭い考えに偏らないようお願いしておきます。

ブランド開発中のものの把握をしっかりとしてくれますか、ということで、今お話を聞いていて「あれ」と思いました。例えば、設楽町には味付焼肉とか売っているところがありますよね、お家で焼肉したり、キャンプに持っていったりとか。そういう焼肉の事業者さん、味付焼肉を作って提供できる事業者さんが数事業者さんあるのですけれども、その方たちは、焼肉文化を設楽町ブランドにしようとして構想しておられるようです。そういうことも漏れて産業課までなかなか届いていかないのかもしれませんが、ぜひいろんな方と対話をして知っていただきたいと思います。

私はどうしてこの焼肉文化を発信する方々のことを言うかといいますと、古い考え方だと、3社あったとすると、競合する商材ですから、自分のところに保護政策的な、よその2業者よりもうちが1番有利になるようにという保護政策的なことを求めがちなのですが、そんなことをしていたらみんな共倒れになってしまいます。だって設楽町内の消費者の数はすごく少なくなっていくわけですから。この焼肉文化を発信しようとしていらっしゃる方々は、近くの消費者に飽きられないように、また販路を外部に求めていかなければいけないのではないかと、外部の人たちにも認めてもらえるように。複数の事業者さんがそれぞれの商品の個性を磨いて、設楽町全体として焼き肉文化を発信できるような味とか特徴を開発しようとしておられます。チームとして高めあう姿勢は、これからの発展の在り方として大切な姿勢です。「うちだけ保護して」みたいなのは、本当に狭いし、先がない姿勢です。このような動きは大いに歓迎し、応援すべきだと考えますがいかがでしょうか。

産業課長 すみません、私の説明の中に、焼き肉というところの味付鳥肉というところが抜けておりました。うちのほうでも産業課のほうに相談がありまして、そのことについてどうやって売り出していこうかということは話がきております。道の駅等で扱うというところで事業者様と話し合いをしておりまして、多少なりとも長期で保存しておいて売れるということで、冷凍ものというところで話ができておりました。それを新しい道の駅ももちろんなのですが、アグリステーションなぐら等も話をかけていきながら、そういうところで少しずつ伸ばしていきながら。今鶏肉をやっているところが津具地区にありますので、プラス、マルツさんもそういう話を一緒にとっておりますので。そこのところにつきましても、設楽に来たら、グリーンパークに行ったり、設楽オートキャンプ場に行ったら、設楽の肉というところで売出しをかけたいきたいと思っておりますので、先ほど説明が抜けておりましたが、申し訳ありませんでした。

6 金田(文) ありがとうございます。よくつかんでいただきありがとうございます。今新たに創出するというのも大切な活動ですけれども、今あるもの、

今頑張ってきたものを大事にするということ、そこを発展させていくということがとても大切かなと思いますのでよろしくお願いします。

そのときに、今あるものを大事にするということは、偏った保護政策をとることではなくて、厳しい競争環境にチームで挑んでいけるように後押しすることだと考えています。この点についてもう一度お願いします。保護政策では無く、手を取り合ってみんなで高まっていくというような応援の仕方についてお願いします。

産業課長 特に偏ってというところでは私たちも考えておりません。町内で盛り上げていきたいと思っておりますので。今考えているのはアグリステーションなぐらとかそういうところですが、まだ、津具の焼き肉の文化とかそういうところが設楽のほうにはまだ浸透されていないと思いますので、マルツさんを通じながら、田口のお店とかそういうところでもしっかり売っていただけて。設楽の方が食べていただいているということは、設楽の方がPRできるということになりますので、設楽町の町民で設楽町の商品を売っていきたく思いますので。ただ、おいしい物でいかないと、どうしてもいきませんので、そういうところもあわせていろいろな意見をいただきながら売り込みをかけていきますのでよろしくお願いします。

6 金田(文) よろしくお願ひされちゃいましたが、こちらこそよろしくお願ひいたします。

それでは、スモールビジネスを作り出す事業として、さっきも触れられましたが「DARA Works」の活動があります。創業にあたっての生みの苦しみにある方たちの、それぞれの課題の明確化やアドバイスを得られる仕組みとして注目しています。スモールビジネスの創出、成長にどのように寄与していると評価しているのか、この事業を町でお金を出していることですので、あるコンサル会社に委託しているわけですが、この事業についてどのような評価をしており、また課題は何か、これについて教えてください。

企画ダム対策課長 設楽町のスモールビジネスにつきましては、設楽町の総合戦略に基づいて、移住定住推進ということで進めておりますが、その1つの中に仕事づくり、定住されても仕事が無ければ生活できませんので、その仕事づくりということがあります。その具体策として、設楽町スモールビジネス研究会、「DARA Works」を立ち上げまして、設楽町で暮らし続けるには、仕事づくりが欠かせませんということで、この仕事作りというのは、住民一人一人の努力によって成り立つところが大きい。一方で、そうした皆さんが個人個人でできることには限界がありますので、そこでみんなで作ろうとしている人たちが集まって、知恵を出し合って、そうしたスモール、小商いを作っていこうということで、町としては支援をしていこうと。そういう人たちに対してアドバイス、助言をしてあげるといことで、地域創生関連研究委託として、今年もですが業者委託をして、毎月のように、そうした方々が集まったところに助言、指導をしておるとい状

況であります。

6 金田(文) 実は私も何回か参加しているのですけれども、今あるところからもう1歩上に上がるということがなかなかできない現状がありますので、今、その事業の担当者の方にヒアリングをしたのですが、担当者の方もまだよくつかめていないような感じでしたので。もう一度、改めて若い担当者の方も、どういうことを分析し、どういうことを課題として抽出して次に繋げていくのがいいかというような、仕事の仕方がもう少しわかるような指導体制でこれはお願いしておきます。

そこへ行けば、いつでも仕事ができ、集まってくる人たちと相談ができる。そして多様な考えや能力の人たちが出会って、そこから新たなアイデアや事業の芽が生まれてくる場所がコワーキングスペースですので、早くとにかく整備してください。来年度予算に計上してくださったとおっしゃいましたね。期待しています。遅れば遅れるだけ、町の活性化は望めません。では、4月から取り組むということによろしいでしょうか。

企画ダム対策課長 はい、取組につきましては、年度またぎを待たずに、現在もそういうことで検討が進んでいる最中でありまして。

6 金田(文) では最後に。デジタル分野では、先ほども課長さんがおっしゃっていましたが、高度な専門知識の方が必要です。これは皆わかっていることだと思いますが、そういう人材を探してくる必要があります。例えば愛知県でいえば推進監のような方です。北設広域事務組合のデジタル的な技術的な分野のことだけではなくて、もっと総合的に俯瞰してデジタルにも自治体行政にも明るい人が総合推進役として必要です。既に民間ではこのようにデジタル化が進んでいくということを見越して、自治体をサポートするような会社が幾社もできています。今担当していらっしゃる方も、1社かな、営業に来られた人の名刺を見せてくださいましたので、いっぱい営業をかけてくると思いますが、どこが良いかというのはなかなか見抜けませんので、先進事例をたくさん研究していただいて、どのようなサポートをしているようなところがうちにとっても必要かということ、よく研究していただきたいと思います。

特に人件費の点から、常駐の人材を派遣するというのは大変小さい自治体では難しいと思います。先日の勉強会で、吉田推進監からもお話がありましたが、要所所で導いていただけるといいような、なんという雇い方かわかりませんが、自治体のことにも明るい、そしてデジタル戦略に明るいという、そういう会社なり、人を見つけてくるのが非常に重要だと思いますので、先進例をぜひ研究していただきたいと思いますが、これはやっぱり企画課でやっていただくのでしょうか。

総務課長 ちょっと総合的な話になりましたので、私のほうからお答えさせていただきます。おっしゃるとおり、個別の専門家を常駐、雇うというのは、なかなか難しい面があります。全国どこでも同じというか、そういう状況にありまして、そういった専門家の派遣アドバイザー制度、そういった形のものが国のほうでいく

つかあります。そういったものの活用を念頭に置きながら、また更に実際には身近にそういう長けた業者がおりますので、そういったところとも相談をかけながら。なかなか、それを自前でそれを揃えて進めていくのは難しいものですから、ケースバイケースで使える制度を研究しながら進めていきたいと考えております。

6 金田(文) いろいろお答えありがとうございました。期待していますのでどうぞ頑張ってください。質問を終わります。

議長 これで、金田文子君の質問を終わります。

---

議長 次に、2番原田直幸君の質問を許します。

2 原田 皆さんこんにちは。2番原田直幸です。通告に従い、質問をさせていただきます。これからの読む質問要旨には、今までの経緯等が長々と記載してありますけれども、質問を行う上で大変重要とだと考えましたので、お昼過ぎの眠たい時間帯だと思えますけれども、御容赦いただきたいと思えます。

私は、この頃町民の方から2つの質問を受けました。1つは、三菱UFJ銀行田口特別出張所が新城支店に統合になるというハガキが突然来たが、町長は町民のことを考えて、銀行としっかり交渉してくれているのかという質問。

もう一つは、10月の道の駅通信で、「つぐや」が道の駅のテナントに入ることになったみたいだがどうなっているのか。「八雲苑」の五平餅と競合してしまうじゃないかという質問でした。

三菱UFJ銀行の件は、先の全協で説明があったように、町長自ら名古屋へ出向き、業務継続の要請や統合になった場合でも、なるべく町民に不便をかけないようにと交渉を行い、その結果として2台のATMを役場駐車場に置くことにしたという説明したところ、ある程度納得してくれました。

一方、道の駅の話では私自身の勉強不足もあり、なんで「つぐや」がテナントに入ることになったのか、何を売るのか等、なんの返事もできなく、今度しっかり聞いておくねと答えるのが精一杯の状況でありました。

議員として、町民の関心のあることには、やはり即答できるくらいしっかり勉強しておかなければいけないと痛感しましたし、道の駅が開業したあと、「八雲苑」や「ファミリーマート」等、いかに共存共栄していくための施策を町が考えているのかも聞いて、町民からの質問にしっかり答えられるよう用意をしておかなければいけないというふうにも思いました。

先ほども言いましたが、質問するうえで今までの経緯が重要と思い、道の駅の運営に対する町長や産業課から議会への報告、説明等を時系列に並べてみました。

昨年10月1日の臨時議会の町長あいさつで、道の駅の中にあるレストランと売店部分について、経営するテナント候補を募集したところ、1社から応募があり、選考審査会で審査した結果、「有限会社デイリーダイニング」をテナント候補と決定し、正式契約に向けて協議を進めていくとの報告がありました。

次に、私自身は別の委員会ですので直接話は聞いてはいませんが、議事録を確認すると、昨年12月の総務建設委員会で、産業課から道の駅の運営に関する現状について、今年1月を目途にテナント事業者と協定を交わす予定、レストランの運営についてはパンを中心としたカフェスタイルにする、運営方法については地元組織、指定管理等いろいろな形を検討したが、テナント方法になったとの報告がされました。

今年3月定例議会初日の補正予算審議において、私が道の駅の建設の遅れについて現状をただしたところ、産業課長からテナント業者からの提案で「関谷醸造」が参加することになったので、設計変更が生じ、建設が遅れているとの説明がされました。

10月15日に各戸に配られた道の駅通信10月号では、テナント事業者として津具地区の「つぐや」が入ることが紹介されました。

そして、11月16日の議会全員協議会の町長あいさつの中で、道の駅したらのテナント事業者が社会の諸事情により辞退し、新たに一緒に事業を進めてきた「船井アソシエイツ」と契約を結び、4月の開業に向けての準備を進めていくとの話がありました。

他にも説明があったかもしれませんが、私の記憶では今まで話した5点だったと思います。

私自身の勝手な思い込みかもしれませんが、町からの説明や報告を聞いて、「デイリーダイニング」1社がパンを中心としたカフェスタイルで事業展開していくものだと思っていましたが、最初に「関谷醸造」、次に「つぐや」、最後に「船井アソシエイツ」という名前の会社が次々と出てきました。そして、「デイリーダイニング」が社会情勢により辞退したから、「船井アソシエイツ」と契約を結び、事業を進めていくとのことではありましたが、なぜそうなったのか。いろいろな点に疑問を抱き、わからない点について聞きたいと思います。

「デイリーダイニング」の他に、いろいろな会社が参画するようになりましたが、町がテナント事業者を募集し決定した時は、「デイリーダイニング」1社に任せるという方針ではなかったのでしょうか。募集の時には、他社の参画についての記載はありませんでしたが、どのようなものだったのでしょうか。

先日の11月の全員協議会で、産業課長から「デイリーダイニング」と契約は結んでいないというような話があったように記憶していますが、今年1月頃を目途に協定を結ぶと言っていたものが、なぜ今まで結ばれていなかったのですか。また、辞退に対するペナルティみたいなものは発生しないのでしょうか。

「関谷醸造」の参画について、テナント業者からの提案があったとのことですが、どのような提案があったのでしょうか。

「関谷醸造」の参画は、テナント事業者からの提案があったからとのことですが、しかし、「つぐや」が参画するようになった経緯は何だったのでしょうか。また「つぐや」は五平餅のイメージが強く、「八雲苑」と競合するのではないかと心

配しましたが、担当者に聞くと五平餅は販売しないような話であったように私は記憶しておりますけれども、どのようなもの販売するつもりなのでしょう。

総務建設委員会での説明では、指定管理も考えたがテナント方法が良いとのことでありましたが、「船井アソシエイツ」という会社は、主に指定管理やPR業務を行っている会社だと聞きましたが、なぜそのような会社が参画することになったのでしょうか。

「デイリーダイニング」の時は、公募、審査等を経て決定に至っていますけれども、「船井アソシエイツ」の時は審査等の手段を経ないで、契約を結ぶというふうに理解していますけれども、どうしてそれができるのでしょうか。

「船井アソシエイツ」との契約内容はどのようになりますか。黒字で推移しているときは問題ないと思いますけれども、赤字になった時のことも考慮に入れて契約しなければならないと思いますが、どういったことになるのでしょうか。

ここから2点は、今後の道の駅の運営について聞きたいと思います。

産業課に船井という地域おこし協力隊員がいて、道の駅の運営に関することを行うというように聞いたように記憶しておりますけれども、実際にどのようなことをやっているのでしょうか。

後入りの行政事業が、先からあった民間事業者を圧迫するようなことがあってはならないと思いますけれども、「八雲苑」や「ファミリーマート」に対して説明会を行うと言って、この間やったそうですけれども、どのような説明を行ったのでしょうか。

また、お互いに相乗効果を得るための施策の展開をしていかなければならないと思いますけれども、道の駅を運営していく3社はどのような施策を考えているのかを聞いて、1回目の質問としたいと思います。

産業課長 それでは今質問のありましたことについて、説明をさせていただきます。

まず、決定した経緯ですが、「デイリーダイニング」は公共施設におけるカフェ等の出店実績はありますが、今回の道の駅のような多様な機能を要する施設への出店は初めてであり、また、東三河山間地への出店も初めてであったことから、県内外で認知度の高い「関谷醸造(株)」、道の駅もつくる新城への出店で道の駅の現状を経験している「つぐや」を協力事業者に掲げて、審査会で認められました。また、「船井アソシエイツ」は県内外で集客施設の管理運営実績が豊富であったことから、「デイリーダイニング」と県外施設での契約関係があり、それが縁で「デイリーダイニング」の今回の出店をサポートする形で協力してきました。従いまして、契約テナント事業者様は「デイリーダイニング」ですが、他の3社も同経営者として共同で開業準備を進めてきました。

募集時の要件につきましては、

- ・レストラン、物販スペースのレイアウト、内装は実施設計を基本としますが、変更する場合は設楽町との協議となります。
- ・テナントスペースで使用する什器及び調理器具は、出店者の負担による購入

及び所有とし、購入品は退去時に引き取っていただきます。

- ・厨房機器は、実施設計に基づき設楽町と協議の上で選定します。また、テーブルや椅子などその他の備品は、設楽町の予算を上限とし、費用は設楽町が負担しますが、購入の際は設楽町との協議が必要です。なお、厨房機器及びその他の備品はいずれも原則設楽町の所有となります。

- ・テナントを運営するために必要な清掃、保守、人件費などに関するものは出店者の負担となります。

- ・サインの設置や販売に係るポップ作成など営業広告等に関する費用は出店者の負担となります。

- ・物販コーナーで販売する商品やレストランで提供する飲食物等については、可能な限り町内産品を原材料とし、地場産食材のPRを行うとともに、道の駅物産販売所で販売している地元産物を積極的に活用することとします。

- ・出店者及びその従業員には、その販売・営業為に係る関係諸法令等及び政官庁等の指導を遵守し、必要書類の提出や許可を受けるなどの続きを全て行っていただきます。

- ・従業員、パート職員等は可能な限り設楽町在住者を雇用してください。

- ・本要項を遵守できない者、または賃料等に滞納があった場合は無条件で契約を解除し、指定する期日までに退去していただきます。

- ・トイレや駐車場等の共通使用施設の詳細については、契約後に設楽町との協議で決定します。

以上となっております。

次に、先の11月全員協議会で、産業課長から「デイリーダイニング」と契約は結んでいないとの話であった、というところの説明をさせていただきます。

「デイリーダイニング」と、昨年度1月にも協定を結ぶ予定でございましたが、「関谷醸造」の協力に関する調整もありまして、当初の予定が延びていました。その後、「デイリーダイニング」がコロナウイルス感染症の禍における営業店舗への対応に忙殺され、協定に関する協議がなかなか進みませんでした。それでも野菜の調達に関する愛知東農協との話し合いなど、協定を結ぶにあたって条件整理は少しずつではありましたが進めてきましたが、道の駅したらの件を担当していた「デイリーダイニング」のマネージャーには全く決定権がなく、社長でなければ決定できないとのことで、開業準備はもちろん、建築工事にも支障を来たしてきたことから、「デイリーダイニング」の社長に頻繁に来庁するよう促し、何度か話し合いの場を持ち、9月に協定の案をとりまとめまして締結を求めたところ、テナントを辞退したいとの申し出があり、結果として締結ができませんでした。

協定締結前でしたので契約違反のペナルティは発生しません。なお、時間的な損失はありましたが金銭的な損失はありません。

「関谷醸造」の参画について、テナント事業者から提案があったとのことだっ

たが、どのような提案であったか、ということですが。

当初は「関谷醸造」の商品の販売や、「デイリーダイニング」の親会社が製麺会社でしたのでコラボレーションしたオリジナル商品等の製造販売といった話合いをしてきましたが、「関谷醸造」と協議していくにつれまして道の駅で何かできないかという話になり、「関谷醸造」が入れば道の駅の目玉となることから、「デイリーダイニング」と話し合いの結果、参画をする意向となり、酒造所と同一町内にあれば、少量のお酒の生産も可能となる内閣府の経済改革特区を受け「日本酒体験工房」となりました。

4番目の「つぐや」についてでございますが、「デイリーダイニング」が道の駅もつくる新城での「つぐや」の商売ぶりを見て興味を持ちまして、「デイリーダイニング」自体が道の駅への出店が初めてだったことから、道の駅の実情を踏まえたアドバイス、さらには「つぐや」が自らも野菜を生産していることから、清嶺地区だけでは足りない野菜調達の町内ルート確保という目的で声をかけ、協力者としての参画に至りました。ただ、「つぐや」が道の駅したらで「デイリーダイニング」の経営に協力する以上、野菜以外の面でも恒常的な協力体制が必要という観点から、「つぐや」の出店に関する協議は行われました。

「八雲苑」との競合について、確かに「つぐや」のイメージは五平餅であることは、心配される向きは十分に承知しています。議員のように心配されるのは普通です。しかし、御理解いただきたいのは、「つぐや」としても、道の駅もつくる新城のように五平餅をメインで店舗を運営するわけではなく、あくまでもメインとしましてはレストランと売店であることから、レストランでは、五平餅だけではなく地元素材を活かした定食、軽食を中心に考えています。

ただ、「つぐや」としましては、これは「八雲苑」関係者にも直接話ししたことですが、五平餅という地域のブランドに商品に携わる者として、五平餅で町をもっと盛り上げたいという想いが強く、「八雲苑」はもちろん、「田峯特産物直売所」も含め、一緒に盛り上げていきたいという強い意志を持っています。町としては、「つぐや」、「八雲苑」が良い意味で競い合い、地域を盛り上げていくことを期待しています。また、観光協会を通じてそのための協力をいたします。町といたしましては、「八雲苑」、「ファミリーマート設楽町清崎店」を別事業所としてではなく、道の駅したらと一体的な事業所としてPR等支援に努めていきます。なお、「八雲苑」並びに「ファミリーマート設楽町清崎店」と協議を進める中、五平餅も共有していく了解はいただいております。

また、11月18日に開催しました道の駅したら連絡準備会、近隣販売事業者3社での会議にて、正式名称を「道の駅したら連絡会」とすることも承諾され、道の駅したら連絡会は毎月第3木曜日に開催いたしますが、次回より設楽町奥三河郷土館関係者、田峯特産物直売所も加えて話合いをし、地域を盛り上げていきます。

5番の「船井アソシエイツ」という会社、というところですが、「船井アソシ

エイツ」は、県内外の観光施設、文化施設の指定管理を請け負う会社で、これまで「デイリーダイニング」が出店していた公共施設の指定管理を請け負ってきたことが縁で、「デイリーダイニング」の道の駅したらへの出店に関するサポートをしてきました。公募で参入してきた「デイリーダイニング」ですが、運営構成メンバーとしましては、「デイリーダイニング」、「船井アソシエイツ」、「関谷醸造」、「つぐや」で、町はこれを認定いたしました。「船井アソシエイツ」が事務的な面をサポートし、「デイリーダイニング」、「関谷醸造」、「つぐや」の4社が力を合わせて経営をするという4社1体で開業に向けた準備を進めてきました。

今回、「デイリーダイニング」が辞退いたしました。事実上は4社体制のうちの1社が抜けた形でありまして、残った3社が協議し、「船井アソシエイツ」が代表となりました。町もこれの経緯も踏まえまして、再度確認し認定をいたしました。

議員のおっしゃる通り、急に「船井アソシエイツ」が出てきたように見えてしまったことは説明が足らなかったと思います。大変申し訳ありませんでした。

次に、「デイリーダイニング」の時は、公募、審査を経て決定に至ったが、というところなのですが、「デイリーダイニング」が断念の意向を示したのは10月中旬です。本来なら再公募が筋だと思えますが、担当者が指定管理の可能性を探るべく企業回りした際に、山間部のような収益の計算しづらい地域は、ほぼ設計が出来上がった施設を委ねられても経営できないとのお答えを各方面からいただいたこと、また「船井アソシエイツ」、「関谷醸造」、「つぐや」の3社は、「デイリーダイニング」が選ばれて以降1年にわたり、工程会議への出席等を通じて施設の実情を知り、できないこと、できることを踏まえてこれまでオープンに向けて準備を進めてきたこと、これらの過程を踏まえ、開業までのスケジュールの考慮や、地元事業者も参入していることから、改めて「船井アソシエイツ」が他の2社をとりまとめる形で企画提案を提出していただきましたので、町で判断し決定いたしました。

次に、「船井アソシエイツ」との契約内容は、というところなのですが。

「船井アソシエイツ」とはテナント2社の代表、取りまとめとして設楽町と協定を結びます。仮に赤字になった時でもテナント貸しの形態をとっておりますのであくまでも場所貸しという形態となっております。

なお、「船井アソシエイツ」は、施設管理やPR業務を行っており、実績を残していますので、集客に関しましては力を発揮していただけていると思っております。また、最近では滋賀県向日市でも観光交流センターの指定管理を行っており、野菜販売やパートナー企業とのカフェや、旅行会社などを迎えて運営をしている実績に基づいて契約に至っております。

次に、今後の道の駅の運営に関してですが、「産業課に船井という地域おこし協力隊員がいて、道の駅の運営に関することを行うと聞いたが」というところな

のですが。

産業課に所属する協力隊は2名います。船井隊員は昨年度募集し採用いたしましたが、募集時において道の駅したらの運営に関する活動は求めておりません。町内観光全般のPR活動を重点にお願いしています。

現在は、まず地域をとことん知ってもらうことに重点を置いて活動してもらっています。船井隊員は大学でアートを学んだ経験がありましたので、道の駅アグリステーションなぐら、面ノ木ピット、田峯特産物直売所などでその力を少しずつ活動に活かしてもらっています。

もう一人の小林隊員は、募集時にまだ道の駅したらがテナント方法を想定しておりませんでしたので、道の駅したらの運営に関する活動に携わる可能性もありましたが、しかし、結果としてテナント方法を用いたことから、船井隊員同様に道の駅したらの運営に関する活動は行っておらず、イベントの開催や道の駅したら周辺の観光資源の整備に関するサポートの活動に取り組んでおります。

なお、2名とも道の駅したらの開業に向けたイベント、ファーマーズマーケットの開催等PR活動に励んでおります。なお、今週末の6日の日曜日 9時半から1時半まで、持ち帰りを念頭にファーマーズマーケットを開催いたします。ぜひお越しください。

次に、後入りの行政事業が、というところなのですが。

周辺事業者とは田峯特産物直売所も含め、来月から月1回の連絡会を開催し、相乗効果の派生をめざします。その準備会を先月11月18日水曜日に開催し、それぞれ思うことを直接ぶつけてもらいました。

「ファミリーマート」においては、道の駅したらに隣接する柵の撤去に協力をいただきました。全国展開する企業経営の観点から、なかなか難しいのではと思いましたが、非常にメリットがあるということで積極的に御協力いただいております。

「八雲苑」につきましては、確かに五平餅ではバッティングの懸念があります。しかし五平餅は、強いては「八雲苑」の持つ可能性を多方面の方から話を聞いております。

また今後、工事の問い合わせの多い、設楽ダムの観光ツアーにおいて、団体客を「八雲苑」、「山河」等へお願いすることになります。さらに「関谷醸造」の体験工房は1日ばかりになる場合もあることから、昼食付の体験セットで「八雲苑」、道の駅、2つのパターンを用意してはどうかという関谷からの提案もありますので、話を進めていきます。

集客に関しましては、道の駅もつくる新城で大盛況であった五平餅イベントを仕掛けるなど、「八雲苑」や「田峯特産物直売所」、アグリステーションなぐらと一緒に当町のブランドである五平餅の魅力をアップさせ、集客に努めていきます。

ホームページにつきましては、観光協会ホームページ内に道の駅したらのサイ

トを設けますが、「八雲苑」、「ファミリーマート設楽町清崎店」、さらに田峯地区への誘導を念頭においたPRをしていきます。

来年度の予算では、「八雲苑」、「田峯特産物直売所」への支援も検討しており、双方と話し合いを進めています。

また、近日中に開始する予定の道の駅したらへの町内出荷出品募集においても、アグリステーションなぐら、つぐ高原グリーンパークについても同時に募集するなど、周辺事業所のみならず、町内事業所にも配慮した形で事業展開、相乗効果の派生に取り組んでいきます。

道の駅したら連絡会は、道の駅したら、テナント事業者、設楽町奥三河郷土館関係者、設楽町観光協会、「八雲苑」、「ファミリーマート設楽町清崎店」、「田峯特産物直売所」、で毎月会議を行っていきます。オープン後もこの会議は続いて、清嶺地区、また周辺地区の活性化に向けて話し合いを継続していきます。

以上です。

2 原田 今の説明でだいぶわかったわけですがけれども、1つ最初にわからない点を確認したいと思うのですけれども。

一番最初の「デイリーダイニング」の参画のときに、もう初めから事業協力者として関谷さんや「つぐや」さんとか「デイリーダイニング」がおったというお話だった。で、先ほど、産業課長のほうから出店業者の募集要項のことを細かく説明をしていただいたところもあるのですけれども、その1番最初に、2社以上による共同出店の場合はどうのこうの、と書いてあります。そのへんのことをしっかり説明をしておいていただけたら、このような誤解が生まれてこなかたのではないかと理解しています。初めからそういうことでやっているということなぜ公表しなかったのか、そのへんの理由をお聞きしたいと思います。

産業課長 すみません、言葉が足らなかったということが一番だと思いますが、契約者はあくまでも「デイリーダイニング」でしたので、関谷さんというところと「つぐや」さんと船井さんというところは、説明が足らなかったのも、言葉足らずだったと思います。大変申し訳ありませんでした。

2 原田 終わったことですので、繰り返し聞くのもなんですのでそういうことで。

あと、私「八雲苑」の関係者からいろいろ話を聞いたのですけれども、1つに、「デイリーダイニング」さんが辞退した時点において「八雲苑」さんには何の話もなかったと。で、この間の11月18日のときに話し合いがあって、初めて正式に役場から聞いたと。これから毎月1回調整会議のみたいなことをやっていただけるといことなのですけれども、やはり、先ほども産業課長が言っているように、道の駅したらとして、「八雲苑」や「ファミリーマート」、「田峯特産物直売所」も含めて考えるようなことがあれば、やはり意思疎通がとても大事だと思っておりますので、その辺のことを必ず実施するか、確認をさせていただきたいと思うのですが、いかがですか。

産業課長 会議のほうでは、率直な意見を言ってください、というところで話してい

ます。まあ、言えないこと、いろいろあると思いますが、良い道の駅というか、清嶺地区を作るには、みなさんの率直な意見をいただいてまとめていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

2原田 もう1つ、話の中から疑問に思った点なのですけれども、「八雲苑」の経営について、道の駅からお客さんが流れていく可能性が大なので、その辺については大丈夫ではないかというようなお話があったと聞いておるのですけれども、私が何を疑問に思うかというのは、地元組織が経営を断念したときに、たしか説明として、交通量が少なくて商売にならない、赤字になるから断念したと、そういうふうに聞いたかと思っております。それほど大きな集客が見込めるならば、地元組織と研究した1千万は何だったのかなという疑問が湧いてくるわけです。まあ、その話は置いておいて、なぜ今の予測として集客が多くなるという予測がたつのか教えていただきたいと思っております。

産業課長 近くの、もっくる新城さん等にいろいろ確認をしております。もっくる新城さんが初年度140万人来場されたというところで、皆さん新しい所に行きたいという思いもありまして、そういう結果になったということと、かなり、もっくる新城さんにはメディアが入った。何か新しいものをやり始めるというところで、そういうところで140万というかなりの数字が出たと思うのですが、地理的にそこまでというのはなかなか難しいと私も思っております。ただ、そのうちの10%としても14万人ありますので、それらを考えると、ある程度数字は見込めるのではないかということと、アグリステーションなぐらでも、毎年約1億5千万そこそこ全部で収入が確保されております。それらも踏まえて考えていくと、ある程度の数字はとれるのではないかと推測しております。

以上です。

2原田 今の説明だと、前の状況からそんなに変わっていないのではないのかなと思うわけですけれども、これから一生懸命集客のための努力をしていただきたいなと思っております。せっかく作ったものを赤字になってはいけないと思っておりますので、がんばっていただきたいと思っております。

最後に町長のほうから、道の駅したら、一大イベントだと思います。お互いが発展していくための決意や方策をお伺いして、私の質問を終わりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

町長 この、道の駅したら、やはり町の活性化、将来に向けて、今までとはまた違った一つの産業興し、そういった目的も持って、それに加えて町の継続というか元気を取り戻していく、そういう一つの起点にするべく事業ということで、こうした一大事業に取り組んでいるわけでありまして。そしてその中で、参入をしていただいて、私は地域の人たちが、その会場を使って活躍をしていただき、地域の産業に直接繋がっていく、そういう体制をとればということが一つ大きな期待として思っております。

そういう中で、直接参入していただく業者さんを決定していくためにも、やは

り実動していただく、実際にそこで活動していただける人を選定しなければいけない。それには私はまず町民最優先で考えたわけですが、いろいろな状況、判断があってここに至ったわけであり。そしてまた再度、公募で募集した業者が申し上げたようにいろいろな諸事情等に影響があって、どうしてもここで参入することができない状況になったという報告を受け、非常に残念だというふうには思いますけれども、しかし、その中で「デイリーダイニング」さんを決めていく過程の中に、私は1つの条件として「デイリーダイニング」さんに申し上げたのは、地域の事業者、地域でやる気のある人たちを優先して入れて欲しいと、そういったところの視点を考えて計画に入れて欲しいということをお願いしました。それを受けて、結果地元の企業さんが参入して一緒にやろうというそういう体制が整ってきたと認識をしております。

そういう中であって、「船井アソシエイツ」という、経営のコンサルというか、経営の実績のある、また今回だけに留まらず他の地域においても営業実績のある、そういう方だということも計画書を出していただいて、その中で裏付けができたということも今回これを決定に至ったという大きな要素があったわけであり。

しかし、その内容と、なぜそういう体制をとらざるを得なかったか、またそういう体制にしたのかという説明については、先ほど課長が申し上げたように、逐一細かい、今申し上げたようなことを言うことがなかったということで、皆さんの腹には落ちなかったということがあって、これは申し訳ないと思います。

しかし、そういうことでありながら、こういう状況を作り上げ、そして話にもありましたように、隣接する地域の企業さん、そういった方々と常に状況・情報を共有して、地域を一緒になって盛り上げていっていただきたい。そのための話合いをし、お互いに協力し合う体制、そういったものを確立した上で地域を盛り上げていただきたい、そういう思いであります。それを、皆さん方も理解をしていただき、先回の話合いの場でもそれぞれの思い入れ、そして課題、そして今後進めていくお互いの気持ち等をぶつけ合いながら、より良い方向を見いだしてこれからの運営にあたっていただきたい、そして地域づくりを行っていただきたい。こんなことを皆さん方も御理解をしていただいたというふうに思っております。

そういったことを総合的に判断をして、地域を盛り上げていただき、そしてこの町の将来の発展に繋がる大きな基盤となり得る、そういった事業所として運営してまいりたいと、こんなふうに思っております。議員の皆様方にも、いろいろそういったようなことで、「町に期待をする」「町ががんばれ」それはあたりまえのことだと思いますが、地域を挙げて、ぜひ議員の皆様方も一緒になってこれに向けて協力をいただければありがたいと思いますので、よろしく願い申し上げて私の発言とします。

以上です。

議長 これで、原田直幸君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、午後 15 時 15 分まで休憩といたします。

休憩 午後 15 時 03 分

再開 午後 15 時 17 分

6 金田(文) 先ほど、データをできる限り出してくださいと言ったけど出ていなかったの、答弁書のコピーでも結構ですがお願いします、と言ったことについてよろしくお取り計らいをお願いします。

総務課長 通常、答弁書全般についてはお渡しをしておりません。答弁書の中で関連するデータ、「商工会の数字によりますと何パーセント減が何件、このページを抜粋でお渡ししたいと思いますので、終了後にお渡しするというごことをお願いいたします。

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 日程第 6 議案第 74 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 74 号、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

下記に記載する三城富子(さんじょう とみこ)さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、「人権擁護委員法」第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

本議案は、三城委員の任期が令和 3 年 3 月 31 日で満了しますが、高齢者福祉施設の長として人格識見が高く、広く社会の実情に通じている方でありますので、人権擁護委員の適任者として、引き続き委員の候補者に推薦するものであります。

同法第 3 条の住所要件及び第 6 条第 3 項の議会議員の選挙権を満たしているとともに、再任の 75 歳未満の年齢要件にも適合しています。

なお、任期は、同法第 9 条の規定に基づき、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間であります。

以上です。

議長 本案は、人権擁護委員の推薦について、議会に意見を求めています。御意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 意見なしと認めます。

意見がないようですので、お諮りします。

議案第 74 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」に対する議会の意見は「適任」としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 74 号に対する議会の意見は「適任」とすること

に決定いたしました。

---

議長 日程第7 議案第75号「町道路線の認定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第75号「町道路線の認定について」

本議案は、先の議会全員協議会で説明しましたように、災害時の防災拠点として、「清崎貯木場」における田口森林事務所及び国道257号への連絡路部分を除く用地を購入することに伴うものでありまして、本年11月10日付けで中部森林管理局長から「町道採択条例」第9条の規定に基づき、連絡道路について「町道採択申請書」により寄附の申込書が提出されました。

寄附される当該道路の面積は405.73平方メートルで、町道の名称を「町道清崎中田線」として、国道側の起点及び事務所側の終点はともに「設楽町清崎字中田1番地14」でありまして、延長76メートル、幅員は4メートルから国道側の11.8メートルであります。

本道路は、集落間をつなぐ道路ではありませんが、一般国道と国の管理施設を連絡する道路でありますので、「町道採択条例」第8条の規定により、第7条第4号「その他特に必要と認める道路」として、「その他町道」の採択基準を具備していますので、新たな町道に認定するため、「道路法」第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

2原田 この道路認定につきましては、すみません、私も現役時代からの課題で、そういう約束で動いていたので諸手を挙げて賛成するわけですけれども、1点今回の補正予算で、財産購入費で117,125千円計上されています。これ、営林署とまだ金額的な協議がされていなくて、最終的な合意をみていないというお話を聞いているのですけれども、最終的な合意が得られないと町道にしても意味が無いと理解するのですが、その点はどのようなのでしょうか。

総務課長 今の御質問に対して若干経緯も含めて御説明をさせていただきます。

いちおう売買の形式は随意契約ということで進んでおります。自治体相手の1社の随意契約。ただし、しばらく前の国有地の払下げ問題、あれ以降なかなか融通が利かない、調整でお話をしても、非常に「おや」と思うような話も出てまいります。調整をしていく中で、ただ金額的な擦り合わせは随意契約ではあるが、見積り合わせ、入札みたいな形で、こちらが金額提示したものに対して合うかどうかを向こうで判断すると。そういう話でして、そこはどうしても譲っていただけませんでした。それでは合わなかった場合はどうするの、というこちらの投げかけに対しては、見積り合わせ自体は1回で終わりというわけではないのですけれども、そこは複数回をやりますが、調整はしないという回答をいただいております。ですので、どういう調整がその時点でできるか、今明確にお話ができ

ない部分もありますけれども、1点だけ、最悪の場合には不調ということもあり得るという状況になります。

で、御質問の、その場合にはこの町道をどうするのだという話になるかと思えます。ただし、調整の中で言われていることがありまして、町道認定をすることがまず契約への第1歩。まず、それをしないと次のステップに進まないという話がでております。で、やむなくそういう状況で進んでおります。なんとか、金額的な調整をしたいとこちらは考えております。

以上です。

議長 ほかありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。

議案第75号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第75号を、総務建設委員会に付託します。

---

議長 日程第8 議案第76号「町道路線の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第76号「町道路線の変更について」

11月30日の議会全員協議会で説明されましたように、設楽ダム建設工事に伴う県道瀬戸設楽線付替え工事により、現県道部の一部「松戸橋」から「国道257号への接続部」までの区間について、事業の計画的な進捗のため愛知県から移管されることから、当該部分を町道として認定する必要があるため、町道田口松戸線の起点を変更するため、「道路法」第8条第2項を準用する第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

議案及び別添の「位置図」をご覧くださいと思います。

具体的には、国道257号との接点「田口字町浦5番地2」を新たな起点に変更するとともに、現県道瀬戸設楽線の松戸橋から県道小松田口線との接点までの区間についても、県から移管され、町道田口松戸線の枝線として含めるもので、位置図において赤線で示す部分であります。なお、終点は、従来の「松戸字シベトウ21番地」に変更はありません。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第76号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第76号を、総務建設委員会に付託します。

---

議長 日程第9 議案第77号「愛知県市町村退職手当組合を組織する地方公共団体

の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 77 号 「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について」

本議案は、令和 3 年 3 月 31 日をもって、尾張市町交通災害共済組合が愛知県市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、「地方自治法」第 286 条第 1 項の規定により、規約の変更について協議する必要があるため、同法第 290 条の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

規約の変更内容につきましては、新旧対照表における別表第 1、及び別表第 2 の議員の選挙区 3 区の項から「尾張市町交通災害共済組合」を削る改正であります。附則としまして、施行日は令和 3 年 4 月 1 日で、第 2 項の規定は、施行日以後、最初に実施される議員の一般選挙から適用される「経過措置」であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 77 号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 77 号を、総務建設委員会に付託します。

---

議長 日程第 10 議案第 78 号「東三河広域連合規約の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 78 号「東三河広域連合規約の変更について」

本議案は、東三河広域連合で新たに処理する事務を追加するため、「地方自治法」第 291 条の 3 第 1 項の規定により、東三河広域連合規約の変更について協議する必要があるため、同法第 291 条の 11 の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

規約の変更内容については、「東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、令和 3 年度から実施する新たな地方創生事業を、規約第 4 条の「広域連合の処理する事務」として、同条第 12 号に「地域産業を担う人材の育成支援に関すること。」を追加規定するもので、施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日であります。

なお、経費の負担割合は、第 12 号いずれも「人口割」であります。

具体的な事業として、「地域産業人材育成支援事業」でありまして、その実施目的は、新たな技術、発想で地域産業に技術革新を起こせるような人材の育成を支援し、地域産業の発展と雇用の創出を図ることとあります。

詳細には、2 点検討中でありまして、1 点目は、東三河ビジネスプランコンテストの内容を拡充し、地域産業を担う人材育成を支援するため、同委員会へ補助するものであります。

2点目は、オープンデータを活用して地域課題を解決する「アイデアソン」を開催するとともに、データの利活用促進に向けた研修等を官民連携で開催するものであります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田(文) この事業の対象となる人々は、東三河地域に限らず全国からですか、あるいは外国からも受け付けるのですか。

企画ダム対策課長 対象は、東三河在住、または東三河で起業、創業予定の者を対象としております。

6 金田(文) 確認です。東三河で起業、創業するということ、よそからこちらに来てやるという人はオッケーですね。

企画ダム対策課長 はい、その通りです。

議長 ほかありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。

議案第 78 号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 78 号を、総務建設委員会に付託します。

---

議長 日程第 11 議案第 79 号「設楽町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 79 号「設楽町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」

「地方自治法」第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本条例につきましては、「公職選挙法の一部を改正する法律」が本年 12 月 12 日から施行されることにより、「選挙公営」の対象を市と同様に拡大し、町村の選挙における立候補に係る環境の改善を図るため、新規に条例を制定するものであります。

今回の公職選挙法の改正事項は 3 点ありまして、詳細については議会全員協議会で説明したので省略しますが、「選挙公営の拡大」「公費負担」につきましては、公職選挙法第 141 条から第 143 条において「条例で定めるところにより」と規定されていますので、今回、新たな条例を制定することにより、適用することができるものであります。

なお、附則の施行期日につきましては、改正公職選挙法の施行日が本年 12 月 12 日でありますので、議決をいただき次第、「公布の日」とするもので、第 2 項は、改正法の施行日後における選挙の適用に関する規定であります。

公費負担におけるそれぞれの負担額や手続き等の詳細な事項につきましては、総務課長から説明します。

総務課長 それではめくっていただきまして、条例を見ていただきたいと思います。

第1条は条例の趣旨になりますので、省略させていただきます。

第2条で、選挙運動用自動車を1日あたり64,500円の範囲内で無料で使用できると規定しております。ただし、供託金が没収にならない場合に限るという条件がついております。

第3条では、公費負担をするためには契約締結とその旨の届出が必要としております。

めくっていただきまして第4条、自動車に関する金額を定めています。事業者等からの請求に基づき、事業者等に町が支払うという形になっております。具体的な金額につきましては、第1号で運転手付—これはハイヤー形式という形ですが、について定めております。1日あたり1台のみで、上限64,500円としております。第2号でレンタカー形式について定めております。アで、車代が1日あたり1台のみで上限15,800円、燃料代が1日あたり1台分のみ7,560円。それからウですが、運転手代1日あたり1名分のみで、上限が12,500円となっております。

第5条、複数契約がある場合について、いずれか1つの契約とみなす、であります。

第6条は、ビラの公費負担に関する規定、やはり供託金が没収にならない場合というふうになっております。

第7条は、契約締結と届出。

第8条は金額を定めております。1枚あたり上限7.51円。枚数は、法律で町長の場合は5,000枚、議員の場合は1,600枚となっております。またこれについても業者からの請求に基づき業者に対して支払をいたします。

めくっていただきまして、第9条ポスターの公費負担です。これも同様に供託金が没収にならない場合と。

第10条は、契約締結と届出を定めております。

第11条は、金額を定めておりまして、525.06円にポスター掲上の数を掛けた金額に、総合的な経費ということで、310,500円を加えて、これを掲示場の数で割った金額を1枚あたりの上限金額と、ちょっとわかりにくいですがけれどもなっております。これについてもポスター掲示場の数を最大枚数ということで計算しまして、業者からの請求に基づき、業者に対してお支払をします。

施行日については、先ほど副町長の説明のとおりになります。

内容については以上になります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。

議案第79号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 79 号を、総務建設委員会に付託します。

---

議長 日程第 12 議案第 80 号「設楽町妊産婦医療費支給条例の制定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 80 号「設楽町妊産婦医療費支給条例の制定について」

「地方自治法」第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本条例につきましては、子育て世代包括支援事業の一環として、妊娠期等における母子保健の向上を図り、妊産婦を支援することを目的に、保険給付に係る医療費の一部を支給するため、新規に条例を制定するものであります。対象者は、町内に住所を有する妊産婦で、妊娠の届出日の属する月の初日から出産日の翌月の末日までを支給対象期間とするものであります。附則において、条例の施行期日は、令和 3 年 1 月 1 日ではありますが、令和 2 年 4 月 1 日以降に出産した妊産婦に対しても適用するものであります。

詳細につきましては、町民課長から説明します。

町民課長 目的、それから支給対象者につきましては、今、副町長のほうから説明がありました。支給対象者のうち、生活保護を受けている世帯に属する妊産婦はこの限りではないとなっていますが、生活保護受給者については、医療費の一部負担額は生活保護のほうで支給しておりますので、それを対象から外すという内容であります。

第 4 条のほうで支給額につきましては、支給対象者が医療機関に支払った一部負担金全て、全額を助成します。ただし、高額療養費、国民健康保険等の高額療養費とか、健保のほうだと付加給付とかもありますので、そちらは償還払いであとからまた戻ってきます。その分は除きます。ですので、単純に妊産婦さんがお支払いした一部負担金について全額をみるという内容であります。

5 条のほうをめぐっていただきまして、支給の申請については次のページに別記様式があるのですが、この申請書をもって申請していただきます。

2 項のほうで、前項の規定による申請は、支給対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して 6 月以内と、大きな幅を持たせているのですが、これにつきましては先ほども言いましたように、高額療養費とかは最低でも 2 か月以上かかって償還払いされますので、そういうこととかを考慮しまして、6 月以内ということにしております。

子どもの医療費等につきましては、受給者証という様式をもって、それを発行してというふうになっているのですが、今回の妊産婦医療費の場合は、全て償還払いということなので、かかった領収証とか証明書があれば支払いをできるということで、妊産婦さんのこういった手続きの負担を軽減するという意味で、償還払いでこの様式のみということで作成しております。

あと、内容は、支給の決定、それから返還、委任ということで、附則の施行に関しては、先ほど副町長が申し上げたとおりであります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 80 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 80 号を、文教厚生委員会に付託します。

---

議長 日程第 13 議案第 81 号「設楽町道の駅したら条例の制定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 81 号「設楽町道の駅したら条例の制定について」

「地方自治法」第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本条例につきましては、来春開業予定の「道の駅したら」の設置・管理に関する条例の新規制定で、地域の観光、産業や文化の振興など、地域の活性化に資するとともに、快適な休憩場所、学習の場や情報発信の場として、道の駅部分の「地域産業振興施設」、「奥三河郷土館」、「田口線車両展示施設」を包括的に「道の駅したら」として規定するものであります。

施設のそれぞれの機能、開館時間、休業日、使用料、運営体制等の詳細については、議会全員協議会で説明しましたので、本日は新規条例の詳細な条文について、産業課長から説明します。

産業課長 それでは、「設楽町道の駅したら条例の制定について」説明させていただきます。

1 枚めくっていただいて条例を御覧ください。1 条では設置条例で、2 条では名称及び位置というところで、「地域産業振興施設」と、「設楽町奥三河郷土館」。位置につきましては、「設楽町清崎字中田 17 番 7」となっております。3 条では、利用の許可、4 条では、利用の不許可となっております。以下につきましては、ほかの施設と同等のところとなっておりますが、今回の道の駅したら条例につきましては、設楽町長が許可する部分と、奥三河郷土館がありますので設楽町教育委員会が許可するところがありますので、それを併記して載せてあります。

1 枚めくっていただきますと、そこに 9 条のところ指定管理を行う業務というところがあります。これにつきましても、商業施設につきましては、テナント事業者様ですので、奥三河郷土館がありますので、もしも指定管理を行う場合ということでこちらのほうにも載せてあります。以下、普通の施設条例と一緒になのですが、最後に附則で、条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行するというので、今、現にある設楽町奥三河郷土館条例につきましては、廃止するというところで、道

の駅したら条例のほうになるということになっております。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田(文) 説明いただいたのかもしれませんが、よく理解できなかつたので。指定管理の場合ことはわかつたのですが、先ほどから一般質問でも出ていた、テナントが入るといふところはこの条項を読めばいいのでしょうか。

産業課長 すみません、この条例にはテナントが入るといふところではなく、使用料条例といふところで決まっておりますので、テナントは使用料条例で金額を定めておりますので、この部分を貸すといふところで、使用条例の7条のところで使用料といふことで入っておりますので、使用条例の使用料となっておりますので、ここではテナント事業者は出てこないです。

以上です。

議長 ほかありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。

議案第81号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第81号を、総務建設委員会に付託します。

---

議長 日程第14 議案第82号「設楽町税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第82号「設楽町税条例等の一部を改正する条例について」

「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本条例につきましては、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、「地方税等の一部を改正する法律」の施行により、5月1日に専決処分で税条例の一部改正し、その際、附則第24条として「新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例」を追加しましたが、このたび新型コロナウイルスの影響で中止となったイベント、演劇、コンサート等による入場料金等払戻等請求権の放棄に係る規定を条例で定める必要が生じたため、「第1条分」として附則第24条の2を追加するものであります。

また、第2条では、5月の改正による附則第24条において、適用法律「新型コロナウイルス感染症特例法」の略称を第25条で引用する規定でありましたが、今回の附則第24条の2の規定の追加に伴い、附則第24条の2、いわゆる次条と第25条で略称を適用するものであります。施行期日は、令和3年1月1日です。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 82 号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 82 号を、総務建設委員会に付託します。

---

議長 日程第 15 議案第 83 号「設楽町国民健康保険条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 83 号「設楽町国民健康保険条例等の一部を改正する条例について」  
「地方自治法」第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本条例は、国民健康保険条例を始め 3 条例について、同一内容の改正でありますので、第 1 条から第 3 条の条立てで一括改正するものであります。

改正内容は、令和 2 年度税制改正において、市中金利の実勢を踏まえ、利子税・還付加算金等の割合の引き下げによるもので、具体的には、それぞれの条例中の延滞金の割合の特例に係る「特例基準割合」を引き下げるとともに、「延滞金特例基準割合」に用語を改めるものであります。

また、国民健康保険条例については、このほか、国民健康保険法等の一部改正に伴い、個人所得課税における「軽減判定所得基準額」の見直しにより、保険料の減額と公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例規定を改正するものであります。

なお、施行期日は、令和 3 年 1 月 1 日であります。改正の詳細につきましては、町民課長から説明します。

町民課長 すみません、まずもってお手元に別添の 5 枚の資料があると思うのですが、議案をお配りした後に字句の間違い等、気づきましたので訂正をお願いしたいと思えます。まず、1 ページの、条例の本文のほうなのですが、下から 8 行目のところに「1 万円」というのがあると思うのですが、これ「10 万円」の間違いですので。「1 万円」でなく、「10 万円」にお直してください。それから、同じく 1 ページの下から 2 行目と 1 番下の行なのですが、ここ、「とする」となっていますが、「する」を削除していただいて「と」、その下の一番下の行も「する」を削除していただいて「と」に訂正をお願いしたいと思えます。それに従いまして、新旧対照表のほうなのですが、これも黄色と赤で表示してあるのですが、7 分の 3 ページの下線を引いてある下のほうです。下から 8 行目のところ、ここも「1 万円」になっているかと思いますが、ここ「10 万円」に訂正をお願いします。新旧対照表の 7 分の 3 ページの下から 8 行目、「1 万円」を「10 万円」に訂正してください。

それから、同じく新旧対照表の 7 分の 5 ページ、第 10 条の一番下の部分なのですが、ここも「とする」となっているところを、黄色と赤のように「と、「110 万円」とあるのは「125 万円」とする。」というふうに訂正をさせていただきます。

以上を踏まえまして、非常にこの条分が長くてわかりづらいので、一覧のような資料を用意しました。

条例第1条で言いたいのは、先ほど副町長が申し上げた個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険料の見直しということになります。概要を申し上げますと、国民健康保険料の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基礎額を43万円—現行は33万円、に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるという内容です。

これは、その下、制度の概要に書いてあるのですが、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し、給与所得控除や公的年金等の控除から、基礎控除へ10万円の振替ということになります。ですので、今まで給与所得控除って65万円だったと思うのですが、これが55万円になって、その分基礎控除が33万円から43万円になるのですね。そういう振替が行われると、国民健康保険料の負担水準に関して、意図しない影響とか不利益が生じてしまうおそれがありますので、措置を講ずる必要があるということです。

一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者が2人以上いる世帯は、当該見直し後において国民健康保険料の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため下の表のとおりに見直しを行うというのが、この1条に書いてある内容です。

実際に簡単に言うと、改訂後において10万円ずつこの基礎控除額が上がるものですから、税金のほうの計算で10万円が振り替えた内容をここで修正をかけていくのですね。ですので、ほとんど影響がでない結果になっていきます。昨日、シミュレーションを現行のシステムでかけたところ、この措置を行わないとだいたい7割、5割、2割軽減って3段階あるのですが、全て影響する人たちの数がだいたい46被保険者になりそうです。均等割でいきますと、67万円くらい。平等割で43万円ほどが、この措置を講じないと影響してしまう、負担増となってしまいますので、それを是正するために今回この条例改正を行うものであります。

次に国民健康保険条例の一部改正の1ページの下から2行目から書いてあるのが、先ほど副町長が言った延滞金の関係になります。2条・3条がそれぞれ後期高齢の保険条例、それから税外収入に係る督促手数料及び延滞金に係る条例ということで、こちらも非常にわかりにくいので資料を用意しました。そちら、御覧ください。

改正の背景としましては、令和2年度税制改正において、納税環境の整備のため、市中金利の実勢を踏まえて、利子税・還付加算金の割合が引き下げられました。改正前の貸出約定平均金利がプラス1%というのが、改正後で0.5%プラスということになって、延滞金の割合も引き下げられることになりました。割合の引き下げに加えまして、地方税法において「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」と名称が改正されたことも今回の改正になっております。

「平均貸付割合」というのが、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸付約定平均金利の合計を12で割って得た割合として、各年の毎年11月30日までに財務大臣が告示する割合ということで、これがつい先日、11月30日付で0.5%ということで通知がありました。

「延滞金特例割合」は、平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合ということで、今回、今申し上げました0.5足す1で1.5%が今後1年間の基準割合となります。

「条例で定める延滞金の割合」は年14.6%。ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%「本条例改正による取扱」で延滞金特例基準割合が年7.3%未満の場合については次のとおりとする、ということで。14.3%の割合は延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した額ということで、先ほど言いました、1.5に7.3を足しますと8.8ということになります。7.3%の割合は延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合ということで、1.5足す1で2.5%ということで、今後1年間は計算のほうにこの基準が使われることになるという内容が今回の条例改正の内容です。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 今回の改正、今課長から説明がありました。その説明について私はネットからいろいろ拾いまして、こういうことだな、と思ったことを言いますので、そのとおりかどうか教えてください。

1 地方税等における給与所得控除等の見直しに伴い、一部負担金に係る所得の額の算定方法について、給与所得を有する者の合計所得金額の算定にあたり、給与所得の金額から10万円を控除することとした。

2 地方税等における給与所得控除等の見直しに伴い、高額療養費算定基準額について、低所得世帯に係るその所得金額の算定にあたり、給与所得の金額から10万円を控除することとした。

3 地方税等における給与所得控除等の見直しに伴い、低所得世帯であって、倒産、雇い止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属する者に関わる高額療養費算定基準額、及び介護合算算定基準額について、当該世帯に給与所得を有する者、又は公的年金等に関わる所得を有する者が2人以上いる場合には、当該基準額に給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることとした。

4 低所得世帯に対する保険料の付加における被保険者均等割額及び、世帯別平等割額の減額に係る基準について3に準じた改正を行うこととした。

ということですか。

町民課長 今回の条例改正は、一番最後に田中さんが言われた部分に関するもので、先に言われたほうは、療養費とか給付のほうとなりますので、そちらは特に条例改正うんぬんの対象にならないので、そこは入っていないのですが、そのとおり

です。

10 田中 そうすると端的に言いまして、被保険者の負担はふえるのか減るのか。

町民課長 今回の改正で、負担は若干私は減るものと思っています。ただ、シミレーションをかけたのは保険料だけでありまして、その保険料も、まだシステム上は税のほうから所得は引っ張ってくるのですけれども、そっちまでは改定シミレーションををかけていないので、さっき申し上げた影響額というのは、今現在のところに国保の今日の改正の内容をかけると、さっき言った46人に。だからここは少なくとも影響がかかる。ですのでかなり、今年の負荷と今シミレーションをかけた負荷だと、200万円近く安くなるのですね。それは絶対あり得ないので、まず所得のほうを変えてみないと正確な金額は出ないのですが、私としては療養費とかも含めれば、若干被保険者、特に低所得者に対しては負担が少なくなるものと思っています。

10 田中 シミレーションは別にして、条例の意図は影響を受ける人たちの保険料が上がらないように影響はゼロを抑えるために定めるのだということによろしいでしょうか。

町民課長 はい、そのとおりだと思います。

議長 ほかありませんか。

6 金田(文) とっても難しかったので内容がわかっていないのですが、46人に影響が出るという、この是正をするのは設楽町だけのことなのか、全国のことなのか。設楽町だけですか。

町民課長 日本全国です。国民健康保険料、税、納めている方全部に対してです。

議長 ほかありませんか。これで、質疑を終わります。

議案第83号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第83号を、文教厚生委員会に付託します。

---

議長 日程第16 議案第84号「設楽町斎苑条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第84号「設楽町斎苑条例の一部を改正する条例について」

「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本条例につきましては、本年度竣工し、次年度から供用を開始する新たな「八橋斎苑」を規定するため、条例の一部を改正するものであります。

条例の施行期日は、令和3年4月1日であります。本日の町長からの行政報告のように、付替え県道設楽根羽線の橋台工事との調整の結果、3月末の竣工式後に、現県道から斎苑への進入路を整備する日程となりましたので、5月末予定の新斎苑の供用開始までの間、約2か月間、現行の清崎斎苑及び津具斎苑を引き続き使用することから、今回の改正条例は、既存の斎苑条例第2条に「八橋斎苑」

を新たに加えるという一部改正であります。

なお、八橋斎苑の供用開始日が決定次第、速やかに関係町村民の方々に周知するとともに、清崎・津具斎苑を条例から削除する改正条例を再度上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 84 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 84 号を、文教厚生委員会に付託します。

---

議長 日程第 17 議案第 85 号「設楽町使用料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 85 号「設楽町使用料条例の一部を改正する条例について」

「地方自治法」第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本条例につきましては、次年度から供用を開始する「八橋斎苑」及び「道の駅したら」の使用料を改正、規定するものであります。

まず新斎苑につきましては、別表第 1 において 2 点の改正事項があり、1 点目は、豊根村及び根羽村から人口比率による建設費負担金を徴収して建設しましたので、今回 3 町村同一金額に改めること。2 点目は、「住民」の定義についてであります。従来の「住所を有する者」に、死亡者が本籍を有する者と、申請者が住所を有する者を加える規定に改めるものであります。

次に「道の駅したら」については、別表第 1 において、地域産業振興施設に係る 1 階、2 階のテナントスペース及びみんなのリビングの使用料を新たに規定し、また、別表第 2 において、奥三河郷土館の入館料を小中学生 1 人「150 円」、大人 1 人「300 円」に改めるとともに、津具文化展示資料センター及び津具民俗資料館を「無料」とするものです。

なお、施行期日は、ともに令和 3 年 4 月 1 日でありますので、4 月以降の清崎及び津具斎苑に係る使用料は、改正条例の適用となります。

以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 「道の駅したら」については、総務建設委員会にも関係案件が附託をされるので、そこで言おうかと思っていたのですが、改めてここでも少し言っておかなければいけないと思いますので質問します。

従来「道の駅したら」にできる、文化的な展示館、あれは民俗資料館というふうに仮称で言ってきたのですが、今回の条例では、「設楽町奥三河郷土館」つまり、今の名称そのままになっているのですが、このことは、どういうことであらう

いう名称になったのか説明してください。

教育課長 歴史民俗資料館という名前は、当時のダムワーキングの関係で仮称というのがついたままで動いておりまして、それが、今回の建設にあたってはそのまま引き継いでしまったというのが正直なところなのですが、本来の考え方は、田口にある奥三河郷土館を移転するという考えですので、その名前をそのまま使うということ。本来ならばそれを当時から使わなければいけなかったのですが、そこを混同する形で仮称で使ってしまった、混同させてしまったことに関してはおわび申し上げますけれども、そういう背景での名称であります。

議長 ほかよろしいですか。

2原田 文教付託なのですが、*「道の駅したら」*の地域産業振興施設の部分ですが、今ここで産業課長に聞きたいと思うのですが、説明があったのかも、しれないのですが、2階のテナントスペース、前は委託、今度はテナントとして貸し出すということなのですが、その算出根拠というのは何だったのかお教えいただきたいと思うのですが。

産業課長 道の駅のテナントスペースの使用料につきましては、基本的にアグリステーションなぐらを踏襲しておりまして、アグリステーションなぐらは面積要件で金額が決まっております、年額75万5千円でありまして。テナントスペースをそれらの条項に面積等入れましたときに、6万1千円という金額を、アグリステーションと整合性をとってつけました。2階のテナントスペースにつきましては、面積要件で基本的にはなっておりますが、2階という不利な条件もありますので、2割程度の減額になっております。これは、基本的に都会というか、2階を借りた場合に減額になる金額を入れて算出をしております。

以上です。

2原田 確認なのですが、面積要件で、6万1千円は前の全協か何かのときに説明をいただいて、アグリステーションなぐらと同等の金額というのは話を聞いた。今のところは面積要件で2階の部分を考慮して減額したと、一定の減額をしたという理解でよろしいですか。これは、先ほどの質問にもあったのですが、*「船井アソシエイツ」*が一括して払うと、そういう理解でよろしいのですね。

産業課長 議員のおっしゃるとおりのことでございます。以上です。

議長 ほかありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。

議案第85号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第85号を、文教厚生委員会に付託します。

---

議長 日程第18 議案第86号「設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 86 号「設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について」

「地方自治法」第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本条例につきましては、当該住宅の入居者の資格年齢を「45 歳未満」で規定していますが、社会情勢の変化に伴い、45 歳以上の就農林相談が増加しているとともに、認定新規就農者の認定も条件を満たせば年齢要件を 65 歳まで引き上げることができることから、入居の年齢要件について、世帯主が「65 歳未満」まで引き上げ、新規就農林者の確保を目指すための改正であります。なお、施行期日は、公布の日であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 86 号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 86 号を、総務建設委員会に付託します。

---

議長 日程第 19 議案第 87 号「工事請負契約の変更について」を議題とします。本  
案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 87 号「工事請負契約の変更について」

本議案につきましては、令和元年 9 月 18 日に議会議決を得て、本年度に繰り越した田口地内の「簡易水道配水管更新工事(R1-2)」に係る工事請負契約について、一部工事費の変更が生じたので、「設楽町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

主な変更理由は、参考資料の「位置図」における国道 257 号の赤色で示す上原から設楽警察署南の信号までの区間において、既設管撤去工事の一部を下水道事業で行ったため、工事延長距離を 630.7 メートルの減、及び交通保安員を 355 人減じたため、当初の契約金額 108,240 千円から 100,729,200 円に 7,510,800 円減額する変更であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 この参考資料を見ますと、変更内容が、既設管の撤去工事を、1 つは 85.9 メートルから 7 メートルになったと。それからもう一方は 753.3 メートルが 201.5 メートルになったと。交通保安員も 630 人から 275 人になったということで、管工事や保安要員の大部分が工事をやらなくて済んだというふうになりますが、工事費の減額は 751 万とわずかなのですが、これはどうしてこうなるのか、

説明してください。

生活課長 これは、減った金額は、交通要員等の単価をかけてその減額分という形で出させていただきます。今回、一部先行して水道管を取り外して下水道の工事をやったということで、このような形で、水道としての撤去工事はなくなって、水道のほうの工事は安くなったということで。出来高に対しての積算をして変更をかけてこのような金額になったということで御理解をお願いしたいと思います。

10 田中 ちょっと理解できないのですけれども、撤去工事を五百何十メートルやらなくて済んだと。やったのは二百メートルちょっとだと。それから、保安要員は630人のところ、300人のよう減らして275人になったというふうですよね、変更内容は。そうすると、それに単価を掛ければ当初の契約金額108,240千円がうんと少なくなっているのではないのでしょうか。

生活課長 減ったものが今回お示しさせてもらったもので、これ以外に水道管の布設をやっております。そのへんは元の設計のとおりにやっておりますので、今回ここに表に変更理由として出させてもらったのは、当初あったいろいろな布設工事等のたくさんある工事の中で、今回既設の管を下水の工事等で移行したために水道の工事から抜かさせていただいた部分が減ってこのような積算になったということで。今回出している資料が工事の全てではございませんので、工事の中の一部のこの部分が減ったということで、今回のこのような金額になっておりますので御理解をお願いしたいと思います。

議長 よろしいですか。

10 田中 交通保安員の日当はいくらですか。

生活課長 交通保安員の単価は13,000円になっております。

10 田中 撤去工事のメートルあたりの単価は。

生活課長 撤去単価ですけれども、鋳鉄管が727円、塩ビ管が345円となっております。

議長 ほかによろしいですか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第87号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。議案第87号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第20 議案第88号「令和2年度設楽町一般会計補正予算(第6号)」か

ら日程第 23 議案第 91 号「令和 2 年度設楽町つく診療所特別会計補正予算（第 4 号）」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 88 号から第 91 号までの一般会計及び 3 特別会計の補正内容について、一括して説明させていただきます。

議案第 88 号「令和 2 年度設楽町一般会計補正予算（第 6 号）」について。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 172,155 千円を追加し、予算総額を 7,977,240 千円とするものであります。

第 2 条の「繰越明許費」については、3 ページの第 2 表をお願いいたします。今回設定する繰越明許費の合計は、3 件、40,192 千円であります。最上段の「行政ペーパーレス化事業」は、当初導入予定のタブレット機器よりも有益な商品が出てきていますので、各種業務における機能等に再検討を要し、流通状況においては年度内納品の困難が予想されるためであります。

次の「町道改良事業」は、設楽測量から八雲苑までの川沿いの「町道岩井中田線」の舗装、防護柵設置を道の駅オープンに間に合うよう整備する工事で、延長 300 メートル、幅員は 5 メートルであります。

最下段の「小学校新型コロナ対策事業」は、換気によるコロナ対策として、田口小学校及び名倉小学校に網戸を設置する工事のほか、津具小学校の F F 式ファンヒーターの更新費用であります。

第 3 条の「地方債の補正」については、4 ページの第 3 表「地方債補正」に記載する町道改良事業は、上段の「辺地対策事業債」は、町道豊邦作手線改良事業の県代行町道整備への移行に伴う用地測量、設計の不執行により、補正前の限度額から 27,000 千円減額し、過疎対策事業債は、町道岩井中田線改良事業を新たに実施し、27,000 千円を追加するもので、全体的には財源を更正するものであります。

今回の補正予算は、一般分としまして 143,599 千円、コロナウイルス感染症対策分は 28,556 千円であります。内人件費は、総額 2,352 千円の増額で、主に地域おこし協力隊員等の会計年度任用職員について、予算計上時と報酬額確定時の額において、時間的ズレが生じたことから報酬額を調整する補正で、詳細の説明は省略します。なお、11 月 30 日の臨時会で可決された一般職の期末手当 0.05 月の減額は、今後の給与費全体で調整することとして、今回の人件費補正には一部を除き計上していません。

それでは、歳出から説明しますので、「補正予算に関する説明書」8 ページ、9 ページをお願いします。

1 款議会費は、12 月期の期末手当 0.05 月減に係る減額補正です。

2 款総務費 1 項 2 目財産管理費は、防災拠点地として整備するため、鑑定評価に基づき、清崎貯木場用地の内、田口森林事務所及び連絡道路部分を除く 18130.84 平方メートルの用地買収に要する補正です。

3目電子計算費の19節負担金は、個人番号通知書・個人番号カード関連事務に係る愛知県からの増額通知に基づく補正で、全額を国庫補助金で措置されます。

6目移住定住推進費の1節から4節までは、地域おこし協力隊員の報酬額の追加及び1月からの新規採用に係る人件費補正で、19節若者住宅新築補助金は当初予算5件に対し、今年度の実績及び事前申請状況により10件を見込むため、16,000千円を追加するものであります。

9目地籍調査費は、県補助金額の確定に伴う財源更正です。

10目情報通信基盤整備費は、郡内の小中学校における「GIGAスクール化」に対応するため、新城設楽振興事務所の一室に北設情報ネットワークの接続用機器を設置し、専用線を開設することにより、1ギガの通信環境を整備できることから、学校数、サブセンター数や通信機器数等により、3町村で按分して北設広域事務組合負担金を補正計上するもので、コロナ関連の地方創生臨時交付金を全額充当する補正であります。

11ページ 3款民生費 1項3目老人福祉は、コロナウイルス感染症予防のため、裏谷区以外の地区は敬老会が中止となり、代替措置として昨年度同様の制度で77歳以上の敬老者への敬老祝品支給に要する費用を追加し、19節の地区敬老事業交付金は、裏谷区以外の分を減額する補正です。

4目介護保険費の13節委託料は、コロナウイルス感染症予防による事業費の減と、配食サービスに係る該当人員及び配達者の増を相殺し、19節東三河広域連合負担金は、令和元年度決算精算金に基づき、本年度の負担金を変更する通知が示されましたので、その部分を減額するものであります。

9目新型コロナウイルス感染症対策費の委託料は、高校2年生、3年生に10,000円を支給する町単独の「子育て世帯臨時給付金」システムの導入費用であります。

15節工事請負費は、名倉保育園において換気を行いますと、園庭から多くの砂が室内に舞い込んでくるため、防風対策工事を実施するものです。18節備品購入費は、本庁、支所及び議場に加湿器20台を設置する補正であります。いずれもコロナ対策関連の補正であります。

13ページ 2項児童福祉費 2目保育園費は、会計年度任用職員、調理員の勤務時間の変更による給与補正です。

3項1目国民年金費の13節委託料は、地方税法の一部改正に伴う国民年金法の改正により、税制関連システムを改修する費用の追加でありまして、全額が国庫委託金で充当されます。23節は、令和元年度年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の精算による返還金です。

4款衛生費 1項2目予防費の13節委託料は、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種体制確保事業として管理システムを導入する費用で、これも全額を国庫補助金で充当されます。

3目つぐ診療所費は、特別会計における「発熱外来診療体制確保支援事業補助

金分」における増額と、マイナンバーカード資格確認システム導入による一般財源が生じたことによる減額を相殺した補正で、詳細は特別会計で説明します

15 ページ 5 款農林水産業費 1 項 2 目農業振興費は、地域おこし協力隊員の報酬額の追加による人件費補正で、19 節は各集落協定の交付対象農用地面積の拡大による交付金の増額であります。

2 項林業費 1 目林業総務費は、職員の扶養親族の 1 名増による人件費の増額です。

2 目林業振興費は、穂の国森林探偵事務所に係る「平成 26 年度森林整備地域活動支援交付金」に係る間伐未実施分を県に自主返還するための補正です。

7 款土木費 2 項 3 目道路改築費は、先の地方債補正のとおりで、財源更正です。

17 ページ 4 項 1 目住宅費は、住宅の入退去が多く、その都度、経年汚損に対する修繕費が増加したため、補正増するものであります。

9 款教育費 1 項 2 目事務局費は、段戸国有林内の豊邦地区における 10.77 ヘクタールの分収契約の満了に伴い、分収木の売買契約が成立したので、分収契約に基づき、愛知森林管理事務所から町を通じて、分収木の管理主体である「豊邦地区部分林管理会」へ売買額の 80%を交付する補正であります。

2 項 1 目小学校管理費の 11 節需用費は、コロナウイルス感染症対策としてより一層換気を行うため、田口小学校の特別支援教室、かしまホールや、名倉小学校の特別教室、まるねホールに網戸を取り付ける費用と、津具小学校における F F 式ファンヒーター 15 台の更新費用を増額する補正であります。18 節備品購入費は、田口小学校の未設置教室等に感染症予防の加湿器を 8 台を設置する費用であります。

3 項中学校費 1 目中学校管理費の修繕費は、津具中学校において故障している F F 式ファンヒーター 1 台の更新費用です。

19 ページ 消耗品費は、机の天板が 20 年以上経過し、傷が深く劣化していることから、森林環境譲与税を充当し、全生徒分を更新する補正であります。

5 項保健体育費 2 目社会体育施設管理費は、名倉体育館の火災報知器受信機が消防設備保守点検により誘導灯に異常が確認されたため、取り替えるものであります。

4 目つぐグリーンプラザ費は、レストランの業務用冷蔵庫が 20 年以上の使用により、冷蔵機能が低下し、早期に更新する必要があるため補正するものであります。

続きまして歳入ですが、4 ページ、5 ページをお願いします。

15 款国庫支出金 2 項の 1 目総務費国庫補助金と 3 目衛生費国庫補助金、及び 3 項の国民年金費委託金は、いずれも該当する歳出補正額の全額を計上したものであります。

2 目民生費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方臨時交付金は、今

回の補正により一次・二次配分額の合計額 273,477 千円の全額を計上するものです。なお、三次交付内示については、国の補正予算に基づいて行われますが、交付金額、時期ともに未定でありますので、通知があり次第、積極的に対応してまいります。

16 款県支出金 2 項 1 目総務費県補助金は、交付決定された国土調査事業費の増額に伴う補助金の追加補正です。

4 目農林水産業費県補助金 2 節農業振興費補助金は、歳出額の補助率 4 分の 3 の額を追加する補正であります。

7 ページ 19 款繰入金 1 項 3 目財政調整基金繰入金は、歳出の清崎貯木場用地購入費 117,125 千円の財源に充当することを第一として、それ以外はコロナ対策費で計上したものの、地方臨時交付金に充当できなかった 2,354 千円などについて、財源の調整額として 119,659 千円を増額する補正であります。

21 款諸収入 4 項 5 目雑入の 22 節事務局収入は、歳出で説明したように旧豊邦小学校部分林分収収益金で、売買契約額の 80%の歳出額と同額であります。

29 節林業振興費収入は、間伐未実施分 30.67 ヘクタールに係る穂の国森林探偵事務所からの返還金であります。

22 款町債は、4 ページの「地方債補正」で説明したとおりであります。

続きまして、議案第 89 号「令和 2 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）」について説明します。

今回の補正は、歳入歳出額にそれぞれ 9,846 千円を追加し、予算総額を 936,155 千円とするものであります。

歳入から説明しますので、補正予算に関する 4 ページ、5 ページをお願いします。

7 款諸収入 1 項 1 目雑入は、水道事業における平成 31 年度確定申告書による消費税還付金及び還付加算金の追加で、合算額の全額を歳出において、「簡易水道事業運営基金」に一般積立金として積み立てる補正であります。

議長 お諮りします。5 時を経過しても会議を続行することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。5 時を経過しても会議を続行いたします。

副町長 続きまして、議案第 90 号「令和 2 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 936 千円を追加し、総額を 581,314 千円とするものであります。

第 2 条の「繰越明許費」については、3 ページの第 2 表をお願いします。

今回の下水道管渠工事箇所は、近接する別途工事があり、交通規制を行う必要があることから、互いに一般交通の安全を確保し交通規制を軽減するため、下水道の施工時期を遅らせることにより、年度内完了が困難になったことによる繰越であります。

歳入を説明しますので、4 ページ、5 ページを開いてください。

4 款諸収入 1 項 1 目雑入は、簡易水道と同様、公共下水道における平成 31 年度確定申告書による消費税還付金及び還付加算金の確定によるもので、歳出において、合算額を「公共下水道運営基金一般積立金」予算を減額する補正であります。

議案第 91 号「令和 2 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 4 号）」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 1,038 千円を追加し、総額を 98,727 千円とするものであります。

歳出から説明しますので、6 ページ、7 ページをお開きください。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費の 13 節委託料は、マイナンバーカードを活用した「オンライン資格確認」に係るシステムを年度内に導入するものであります。なお、顔認証付カードリーダーは、無償提供されるものであります。

続きまして、歳入を説明しますので、4 ページ、5 ページをお願いします。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は、「発熱外来診療体制確保支援事業補助金分」により 14,753 千円減額するとともに、マイナンバーカード資格確認システム導入委託に係る一般財源 717 千円を合算した補正で、14,036 千円の減額であります。

5 款諸収入 1 項 2 目助成金収入は、マイナンバーカード資格確認システム導入委託について補助限度額が 321 千円でありますのでその額を計上したものであります。

最後に、6 款国庫補助金 1 項 1 目国庫補助金は、インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制を確保する事業補助として、本年 10 月から来年 3 月までの発熱外来診療を対象期間として、稼働日数、診察時間数、患者数見込み数等に基準単価 13,447 円を乗じた額であります。なお、本補助金は人件費に充当するため、上記の一般会計繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1 件ごとに行います。

議案第 88 号「令和 2 年度設楽町一般会計補正予算（第 6 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

2 原田 2 点確認をしたいと思うのですが、1 点は繰越明許費の中で、町道に変えるのに、道の駅のところの舗装をやると。ただ、説明だと完成前までにやると言ってきたので、繰越明許費でやらなくてもいいのじゃないのかなと思うわけですが、なんで繰越明許費になるのか、3 月いっぱいやるのならばいらぬのではないかなというのですけれども、その辺どうなのかというのが 1 点と。

もう 1 点、9 ページ、企画ダムの若者住宅新築補助金の件ですが、要項上だと、令和 2 年度までで終わりという、それが完了したものだと私は理解していたのですが、それはさっきの説明だと、申請があったものという言い方

をしているのですけれども、工事が完了していないとお金が払えないと理解するのですけれども、そこらへんはどういうふうになっているのか説明をいただきたいと思います。

建設課長 原田議員から御質問をいただいた、町道岩井中田線の舗装の関係で。実はあそこの道の駅の裏の道に県が排水路を整備していただけたということになっております。それが3月中までかかるのではないかとということで、それから舗装をかけていきますので、3月いっぱい微妙なところですが、工期をとらせていただけて。延長も長いものですから工期をとらせていただいたという格好でございます。

企画ダム対策課長 若者住宅新築補助金の16,000千円の補正をさせていただきました。この間の全協でお知らせしたように、既存の制度が今年度をもって終了です。来年度からは、既存の200万円、300万円、500万円の補助がもらえたのが200万円に落とされますので。どちらかということ、そういうことで滑り込み的に今年度申請が上がってきたということがありまして、今10件の申請がありました。その10件については、3月までに完成して住むということで確認をとっています。

以上です。

議長 ほかありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議長 議案第88号を、所管ごとに分けて、総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第88号を、所管ごとに分けて、総務建設委員会と文教厚生委員会に付託します。

---

議長 議案第89号「令和2年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第4号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第89号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第89号を、文教厚生委員会に付託します。

---

議長 議案第90号「令和2年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第2号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 90 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 90 号を、文教厚生委員会に付託します。

---

議長 議案第 91 号「令和 2 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第 4 号)」の  
質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 91 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 91 号を、文教厚生委員会に付託します。

---

議長 以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これにて散会といたします。お疲れ様でした。

散会 午後 5 時 01 分